

広陵町の文化芸術推進基本計画（仮称）

広陵町

目次

第1章 はじめに－基本計画策定に当たって	1
1 基本計画策定の背景・意義（目的）	1
2 基本計画の位置づけ	2
3 基本計画の期間	2
4 基本計画の領域（対象、文化芸術の範囲）	2
5 文化芸術活動の主体	3
6 文化芸術に関する法律及び国際規約等	4
第2章 広陵町の文化芸術及び生涯学習をとりまく環境（現状と課題）	5
1 広陵町を取り巻く現状	5
(1) 人口	5
(2) 公共施設	7
2 広陵町の文化芸術の現状	9
(1) 文化芸術関連施設	9
(2) 生涯学習活動、町民文化芸術活動その他の活動	10
(3) 文化財、自然・歴史資源	12
3 広陵町の文化芸術の推進にむけての課題	13
第3章 広陵町の文化芸術推進の基本的考え方と理念	15
1 文化芸術推進の基本的考え方	15
(1) 人権としての文化	15
(2) アームズ・レングスの原則	15
(3) アウトリーチ活動	15
(4) 文化芸術の領域の拡張	16
(5) 文化協働	16
(6) 文化的サイクル	16
2 生涯学習及び公民館のあり方（基本的考え方）	17
(1) これからの生涯学習のあり方（公民館の役割）	17
(2) 求められる公民館像～学ぶ・つながる・役立つ生涯学習の推進拠点～	
	18

第4章 広陵町における文化芸術推進の基本的考え方（理念と原則）	19
1 基本理念と基本原則（方針）	19
(1) 基本理念	19
(2) 基本原則	19
(3) 施策大綱（文化芸術推進施策の基本方向）	20
2 広陵町文化芸術推進計画の体系	20
(1) 生涯学習・文化芸術活動に親しみ、参加し、つながる	20
(2) 子ども・若者の文化芸術の充実（鑑賞機会-学校等、演じる場と機会）	20
(3) 生涯学習・文化芸術活動の拠点（場・プラットフォーム）をつくる（町民に必要とされる公共文化施設へ）	21
(4) 文化をまちづくりに活かす（自然、歴史、町並み、景観等）	21
(5) 文化芸術が育つしくみをつくる（人材づくりと文化芸術マネジメント、文化芸術における協働）	21
(6) 文化芸術による社会的課題解決への取り組み（社会包摂）の推進	21
第5章 広陵町の文化芸術推進の基本方向と施策	22
1 文化芸術推進の大綱（基本方向）と施策	22
(1) 生涯学習・文化芸術活動に親しみ、参加し、つながる	23
(2) 子ども・若者の文化芸術の充実（鑑賞機会-学校等、演じる場と機会）	26
(3) 生涯学習・文化芸術活動の拠点（場・プラットフォーム）をつくる（町民に必要とされる公共文化施設へ）	28
(4) 文化をまちづくりに活かす（自然、歴史、町並み、景観等）	32
(5) 文化芸術が育つしくみをつくる（人材づくりと文化芸術マネジメント、文化芸術における協働）	34
(6) 文化芸術による社会的課題解決への取り組み（社会包摂）の推進	39
2 文化芸術推進に当たって重点的に取り組む項目	41
第6章 基本計画の推進体制と進行管理	42
1 基本計画の推進体制について	42
2 基本計画の進行管理について	42
資料編	43
(1) 広陵町の文化芸術関連施設	44
(2) 広陵町の文化芸術活動	44

(3) 広陵町の文化財.....	47
(4) 文化芸術に関する法律及び国際規約等.....	49
(5) 学校・社会福祉施設ヒアリングまとめ.....	64
(6) 広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会設置条例..	65
(7) 委員.....	67
(8) 審議経過.....	68

第1章 はじめに－基本計画策定に当たって

1 基本計画策定の背景・意義（目的）

広陵町の文化芸術活動の拠点として、昭和48年（1973年）に広陵中央公民館が開館し、さまざまな文化芸術活動が行われてきました。しかし、建築から50年近くが経過し、施設の老朽化等の課題があり、以前から改修の検討を行ってきました。

また、他の公共施設においても同様に、建築後年数が経過していることから、施設の維持や管理についての現状の把握と課題を明らかにして、公共施設が抱えるさまざまな課題への対応と、総合的な公共施設マネジメント^{※1}に関する基本計画として、平成28年（2016年）に「広陵町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

そういう中で、平成29年（2017年）8月に公民館を拠点として活動する方を中心とした「中央公民館建替えを要望する会」から、町長に「広陵中央公民館の早期の建て替に関する要望書」に要望署名一万筆を添えて提出され、同年12月1日に同会から議会に「広陵中央公民館の早期建て替えを求める請願書」が提出され、全会一致で採択されました。町としては、このことを重く受け止め、「概ね5年をめどに基本方針を決定し、その後できるだけ早期の建替をめざす」（令和元年（2019年）9月議会における町長答弁）を基本として、令和元年（2019年）12月に条例に基づく会議体として、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置しました。

検討委員会の役割は、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会設置条例（令和元年12月広陵町条例第20号）第2条に定められています。

- (1) 町に根ざした文化芸術活動のあり方及び方向性並びに地方文化芸術推進基本計画に関すること。
- (2) 町が目指すべき公民館のあり方及び建替等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が文化芸術の振興及び公民館のあり方に関し必要と認めること。

注 ※1 公共施設マネジメント：公共施設を自治体経営の視点から、総合的・統括的に管理・運営・活用する仕組み

検討委員会は、これらについて議論し、はじめに、文化芸術と生涯学習のビジョンを基本計画の骨格として取りまとめられました。

広陵町では、現在、中央公民館のあり方や建替が課題として挙がっている一方、文化芸術政策及び生涯学習の推進についての基本的な方向が定まっておらず、長期的な政策・施策・事業が立てにくい状況にあります。一方、検討委員会での議論と時期を同じくして策定が進められた広陵町自治基本条例（令和3年5月広陵町条例第1号）には「文化及び生涯学習のまちづくり」が盛り込まれており、政策の根底に文化芸術、生涯学習が据えられています。

このような背景を踏まえて、先にまとめたビジョンを骨格として、町民の文化芸術を享受す

る権利を実現するとともに、よりよい公民館像を明らかにし、文化芸術施策及び生涯学習施策の基本として、住民参画のもと、本計画が取りまとめられました。

なお、広陵町自治基本条例では、文化芸術及び生涯学習の重要性に鑑み、次のように定めています。

■広陵町自治基本条例

(文化のまちづくり)

第 19 条 町は、文化芸術スポーツ活動について、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、町民一人一人が文化芸術スポーツ活動の根付く生活を営むことができる地域社会を実現するための環境整備に努めなければならない。

2 町民及び町は、文化財の重要性を認識し、その保護に努め、先人が守り育て培ってきた伝統文化を継承するよう努めなければならない。

3 文化芸術スポーツに関し必要な事項は、町長が定める。

(生涯学習のまちづくり)

第 20 条 町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、生涯にわたって学習する権利を有する。

2 町長等は、町民の参画と協働を推進し、自律的なまちづくりを支援するための学習機会を提供するとともに、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じるものとする。

3 町民及び町は、学習した成果をまちづくりに生かせるよう努めるものとする。

2 基本計画の位置づけ

本計画は、第5次広陵町総合計画を踏まえ、広陵町の文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本となる理念及び方向を示した指針であると同時に、町民(団体、事業者を含む。)と行政の文化協働のあり方を示したものです。

なお、本計画は、文化芸術基本法(平成 13 年法律第 148 号)第 7 条の 2 にある「地方文化芸術推進基本計画」に相当します。

3 基本計画の期間

本計画の期間は、令和4年度(2022 年度)から令和13年度(2031年度)までとし、必要に応じて見直すものとします。

4 基本計画の領域（対象、文化芸術の範囲）

本計画の対象とする文化芸術の領域は、文化芸術の推進の対象を、文化芸術基本法に例示されている活動分野を参考にして、広陵町の実情を踏まえて領域を設定します。これらの領域は、大きく市民文化と都市文化^{※2}に整理することができます。

文化芸術の範囲を、鑑賞や創造行為だけでなく広くとらえ、日常的な衣食住をはじめとする暮らしを彩るさまざまなものや行為、あるいは人が社会や歴史の中で育んできた価値観など一人ひとりのアイデンティティの核となるものも含みます。

(市民文化)

- ・芸術文化（音楽、演劇、美術、文芸、写真、舞踊、映画など）
- ・市民文化（音楽、演劇、美術、文芸、写真、舞踊等市民の自主的活動など）
- ・民俗文化、伝承芸能など
- ・メディア芸術文化（映画、マンガ、アニメーションなど）
- ・芸能
- ・生活文化、国民娯楽（食文化、茶道、華道、書道、囲碁、将棋、ゲームなど）

(都市文化＝まちづくり文化)

- ・自然、風土（山並み、丘陵、河川、池沼、田園、公園、街中の緑など）
- ・歴史資源、文化財（古墳、社寺、出土品など）
- ・街並み景観、風土景観（アメニティ）
- ・産業文化（文化的産業、デザインなど）

注 ※2 ここでいう「市民」文化、「都市」文化という言葉は、次の意味で使っています。「市民」は、地方公共団体としての市町村の住民という意味ではなく、近代の歴史において社会を構成する自立した個人であり、市民＝公民として公共をともに担う人という意味で使っています。「都市」とは、人口の大小の区別なく、一定の領域に集住する区域で、農村部、田園部と対比するものとして使っています。

広陵町の住民という意味で「町民」という言葉を使う場合があります。

5 文化芸術活動の主体

広陵町の文化芸術活動の主体は町民（文化芸術活動団体）です。一方で、文化としてのまちづくりにおいては行政の役割が大きく、この実現の過程では町民との協働が必要です。文化芸術活動の主体は、一人ひとりの町民はもちろん、文化活動団体、創造団体（アーティスト）、文化を支える個人及び団体、文化に参加する学校・園、企業・事業者、文化芸術のプロデューサーも含まれます。また、広陵町の住民だけでなく、通勤者、通学者、広陵町を訪れる人（観光客）、広陵町に来演する人、広陵町出身者、なども含めて考えると関係人口が大きくなります。

さらに、文化芸術は市町の境界を軽々と越えて、交流し広がっていくものなので、広陵町内だけでなく、近隣の自治体にも視野を広げる必要があります。文化芸術活動においては、広域的な視点を持つ必要があります。

6 文化芸術に関する法律及び国際規約等

(1) 文化芸術に関する法律

文化芸術基本法の前文では、「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。」という認識のもと、従前の「文化芸術振興基本法(平成 13 年(2001 年)12 月制定)」は平成 29 年(2017 年)に「文化芸術基本法」として改正されました。また、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)」(2012 年)、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成 30 年法律第 47 号)」(2018 年)を制定し、属性に関わりなく全ての人が文化芸術を享受する権利があることを謳っています。

(全文を資料編に掲載しています。)

(2) 国際規約

世界人権宣言(1948 年)では「すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあるべき権利を有する。」(第 27 条)とされ、また、国際人権規約(1966 年)では、すべての者が「文化的な生活に参加する権利」(第 15 条)を認めるとしています。さらに、成人学習に関するハングルグ宣言(1997 年)においては、生涯学習の目的を「目の前に直面している自分たちの運命や社会の課題に対して、人びとや地域社会が自ら対処できる力を高めることである。」としており、今求められている視点です。

(抄録を資料編に掲載しています。)

第2章 広陵町の文化芸術及び生涯学習をとりまく環境（現状と課題）

1 広陵町を取り巻く現状

（1）人口

1) 総人口

広陵町の総人口は、令和2年（2020年）では35,068人で、40年後の令和42年（2060年）では30,594人となり、現在人口の約87.2%になると推計されています（広陵町の将来人口推計（第2次広陵町人口ビジョン（令和4年））による。）。これは、同じ期間の全国の人口予測の約74.1%と比べても相当安定した人口変動といえます。

2) 高齢化率

広陵町の高齢化率は、令和2年（2020年）の26.3%に対して令和42年（2060年）では31.2%となり、高齢化が進みますが、年少人口の割合もさほど低くはなく（同期間で約14.5%→約15.3%）、人口的には比較的安定した町といえます。

■広陵町の将来人口推計（第2次広陵町人口ビジョン（令和4年））

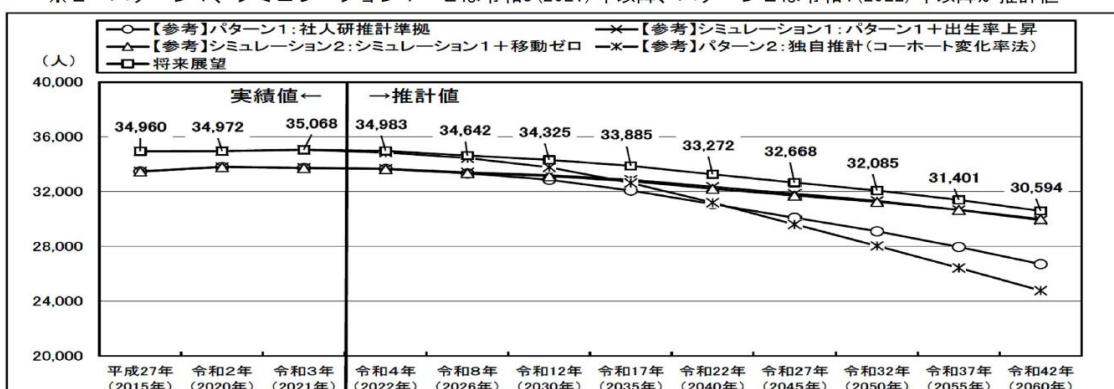
推計の条件

パターン1	国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口（平成30年）」に準拠
シミュレーション1	仮にパターン1（社人研推計準拠）において、合計特殊出生率が令和22（2040）年までに人口置換水準程度（2.1程度）まで上昇すると仮定した場合のシミュレーション
シミュレーション2	シミュレーション1に加え、（直ちに）移動（純移動率）がゼロ（均衡）になることを仮定した場合のシミュレーション
パターン2	独自推計（コーホート変化率法）：同じ年に生まれた人々の集団について、過去の実績人口の動勢から「変化率」を算出し、それに基づき将来人口を推計
人口の将来展望	シミュレーション2の仮定値設定をベースとして、令和3（2021）年8月31日時点の住民基本台帳人口に基づきコーホート要因法により、出生・死亡・移動に関する将来の仮定値を設定し、将来人口を推計

自然増減・社会増減の影響度を見るための推計比較

※1 パターン1、シミュレーション1・2は国勢調査、パターン2は住民基本台帳に基づく推計値

※2 パターン1、シミュレーション1・2は令和3（2021）年以降、パターン2は令和4（2022）年以降が推計値



	実績値			推計値									
	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)	
パターン1：社人研推計準拠	実数(人)	33,487	33,810	33,740	33,669	33,341	32,873	32,081	31,094	30,102	29,106	27,970	26,713
	増減率(%)	—	1.0	▲0.2	▲0.2	▲1.0	▲1.4	▲2.4	▲3.1	▲3.2	▲3.3	▲3.9	▲4.5
	対H27指數	100	101.0	100.8	100.5	99.6	98.2	95.8	92.9	89.9	86.9	83.5	79.8
シミュレーション1：パターン1+出生率上昇	実数(人)	33,487	33,810	33,743	33,676	33,422	33,209	32,879	32,358	31,856	31,329	30,862	29,926
	増減率(%)	—	1.0	▲0.2	▲0.2	▲0.8	▲0.6	▲1.0	▲1.6	▲1.6	▲1.7	▲2.1	▲2.4
	対H27指數	100	101.0	100.8	100.6	99.8	99.2	98.2	96.6	95.1	93.6	91.6	89.4
シミュレーション2：シミュレーション1+移動ゼロ	実数(人)	33,487	33,810	33,732	33,654	33,364	33,144	32,774	32,217	31,715	31,251	30,674	30,009
	増減率(%)	—	1.0	▲0.2	▲0.2	▲0.9	▲0.7	▲1.1	▲1.7	▲1.6	▲1.5	▲1.8	▲2.2
	対H27指數	100	101.0	100.7	100.5	99.6	99.0	97.9	96.2	94.7	93.3	91.6	89.6
パターン2：独自推計(コーホート変化率法)	実数(人)	34,960	34,972	35,068	34,871	34,463	33,786	32,641	31,207	29,607	28,041	26,440	24,781
	増減率(%)	—	0.0	0.3	▲0.6	▲1.2	▲2.0	▲3.4	▲4.4	▲5.1	▲5.3	▲5.7	▲6.3
	対H27指數	100	100.0	100.3	99.7	98.6	96.6	93.4	89.3	84.7	80.2	75.6	70.9

人口の将来展望

	実績値			推計値									
	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)	
年齢階層別人口(人)	総数	34,960	34,972	35,068	34,983	34,642	34,325	33,885	33,272	32,668	32,085	31,401	30,594
	年少人口(0~14歳)	5,332	5,097	5,083	5,014	4,739	4,561	4,643	4,849	4,940	4,903	4,812	4,672
	生産年齢人口(15~64歳)	21,688	20,814	20,749	20,652	20,265	19,864	18,886	17,692	16,878	16,408	16,265	16,367
	老年人口(65歳以上)	7,940	9,061	9,236	9,317	9,638	9,900	10,356	10,731	10,850	10,774	10,324	9,555
	65~74歳	4,573	4,848	4,954	4,797	4,168	4,081	4,356	4,707	4,565	4,107	3,569	3,017
	75歳以上	3,367	4,213	4,282	4,520	5,470	5,819	6,000	6,024	6,285	6,667	6,755	6,538

※ 合計特殊出生率 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する指数をいう。

(2) 公共施設

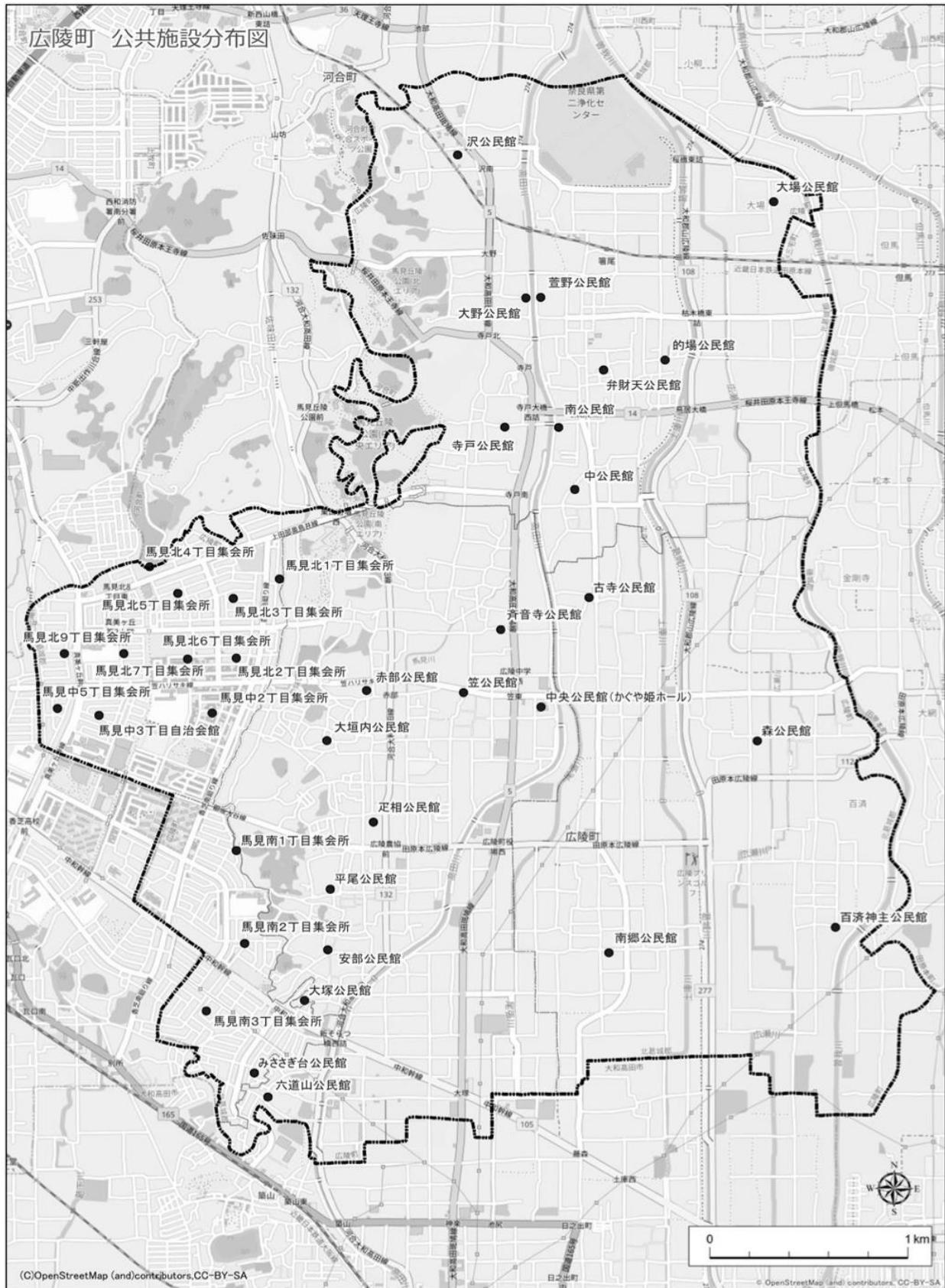
広陵町の現在の公共施設数は、96 施設(文化芸術活動・社会教育系施設は 41 施設)、延べ床面積は 118,064 m²(同 15,030 m²)あります。広陵町の人口増加に合わせ昭和 40 年代半ばから順次整備が進められてきましたが、昭和 40 年代から昭和 50 年代まで(1965 年から 1984 年まで)にかけて数多く整備された施設の老朽化、人口減少や社会ニーズの変化により、当初の施設用途に対して現状がマッチングしないなどの課題が出てきています。これに対し、計画的な長寿命化、安全・効率的な維持管理、社会情勢や住民ニーズを踏まえた公共施設再配置(再編)の推進、管理運営の効率化によるコスト削減と民間活力の導入による施設運営の最適化が検討され、今後、複合化、集約化、民間活力の導入、利用者負担の見直し等が視野に入っています。

■広陵町公共施設再配置（再編）計画対象施設一覧

計画の対象施設				
施設分類	該当する施設	施設数	延床面積 (m ²)	%
町民文化系施設	広陵中央公民館、地区公民館(23)、地区集会所(14)	38	11,600.80	9.8
社会教育系施設	広陵町立図書館、広陵交通公園、文化財保存センター	3	3,429.00	2.9
スポーツ・レクリエーション施設	広陵中央体育館、ミニ体育館(4)、奈良県広陵健民運動場、広陵町パークゴルフ場	7	6,777.06	5.7
学校教育系施設	小学校(5)、中学校(2)、広陵町・香芝市共同中学校給食センター	8	46,852.80	39.7
子育て支援施設	保育園(3)、幼稚園(5)、認定こども園、学童保育所(7)	16	10,363.95	8.8
保健福祉施設	総合保健福祉会館（さわやかホール）、はしお元気村、広陵町ふるさと会館グリーンパレス	3	11,158.00	9.5
行政系施設	広陵町役場、消防施設（分団詰所）(4)、防災倉庫(3)	8	6,847.36	5.8
公営住宅	町営住宅(4)	4	5,085.00	4.3
供給処理施設	クリーンセンター広陵、広陵町エコセンター	2	12,413.00	10.5
公園施設	竹取公園、西谷公園、見立山公園	3	830.72	0.7
上下水道施設	真美ヶ丘配水場	1	2,016.25	1.7
その他施設	町営斎場(火葬棟、待合棟)、広陵東部地区農業研修センター	3	689.82	0.6

*広陵町公共施設再配置(再編)計画(令和2年3月)から抜粋

■広陵町 町民文化系施設分布図



* 広陵町公共施設再配置(再編)計画(令和2年3月)から抜粋

2 広陵町の文化芸術の現状

広陵町は、奈良県の中西部に位置し、多くの古墳をはじめ豊かな歴史を持つとともに田園の緑に恵まれた町です。古くからの集落が散在するとともに、西部丘陵地帯には住宅都市が形成されています。中央公民館を中心とした文化芸術活動も活発に展開されてきました。

(1) 文化芸術関連施設

1) 中央公民館（かぐや姫ホール）

昭和 48 年(1973 年)に開館し、かぐや姫ホール、調理実習室、多目的室、工作室、会議室(大・小)、研修室、和室(大・小)で構成され、広陵町文化協会や公民館育成クラブに所属するサークルが活動を活発に行っているほか、多くの町民の生涯学習活動及び文化芸術活動の拠点となっています。

2) 町立図書館

平成 9 年(1997 年)に開館し、蔵書数約 30 万 2 千冊、年間貸出数約 29 万冊で、多くの町民に日常的に利用されています。視聴覚室、会議室では、図書に関連した講座、展示等が行われています。

3) はしお元気村

平成 9 年(1997 年)に開館し、令和元年(2019 年)10 月から指定管理者による管理が行われており、多目的ホールや会議室・和室を活用した各種イベントや講習会の開催に加えて貸館業務を行っています。

4) 総合保健福祉会館（さわやかホール）

平成 13 年(2001 年)に開館し、施設の 1 階に町の保健・福祉部門の事務室のほか、相談室 2 室、ボランティア室、社会福祉協議会の事務室、高齢者・障がい児(発達支援センターを含む。)のデイサービス事業所(民間=有償貸与)、レストラン(民間=有償貸与)で構成しています。その他に保健センター機能、老人福祉センター機能、会議室で構成され、会議やイベント、文化芸術活動やボランティア活動の拠点としても使われています。

5) ふるさと会館（グリーンパレス）

平成 2 年(1990 年)に開館し、令和元年(2019 年)10 月から指定管理者による管理が行われており、1 階にコワーキングスペース、事務所、地場産品展示即売所、2 階に軽運動室、小規模保育施設、3 階に和室(3 室)、料理実習室、4 階に宿泊室(洋室 3 室、和室 3 室、団体宿泊室 1 室)、5 階に大ホールで構成され、会議やイベント、文化芸術活動に使われています。

6) エコセンター

平成 22 年(2010 年)に開設し、ごみの減量化及び資源化を推進することにより、町民の環境への関心を高めるとともに、町民が自主的かつ主体的に行う環境学習や環境保全に関する実践活動を支援するために広陵町エコセンターを設置しています。

施設は、研修室・紙すき工房室・紙搅拌室・リサイクル展示コーナー等で構成し、紙すき体験などの事業を行っています。

7) 地区公民館及び集会所

広陵町には 23 の地区公民館、公民館と同様の施設として 14 の集会所があり、各地区的文化の伝承、会合やイベント等各世代間に広く利用されています。

(2) 生涯学習活動、町民文化芸術活動その他の活動

1) 中央公民館の主催事業

令和元年度(2019 年度)には下記事業が無料で開催されました。

(教室):茶道教室、書道教室、手作りパン教室、童謡・唱歌教室等 13 教室

(講座等):着付講座、季節の飾り物づくり等 7 講座

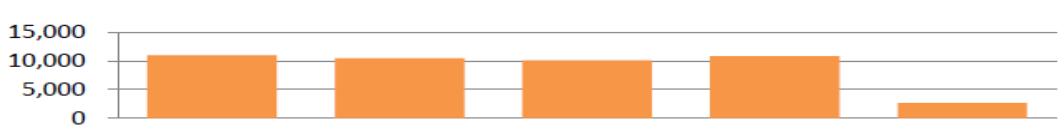
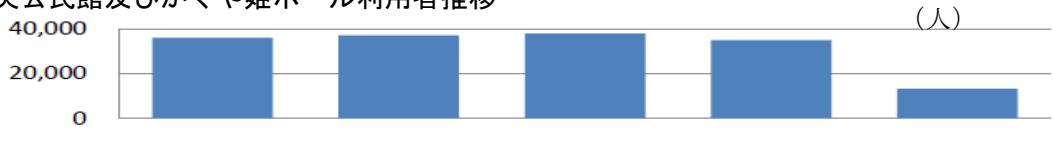
(講習会):男の料理講習会等 2 講習会

(子ども対象事業):子ども絵画教室、クリスマスコンサート、バードウォッチング、子ども将棋大会、親子マネー教室、手話教室等 30 事業

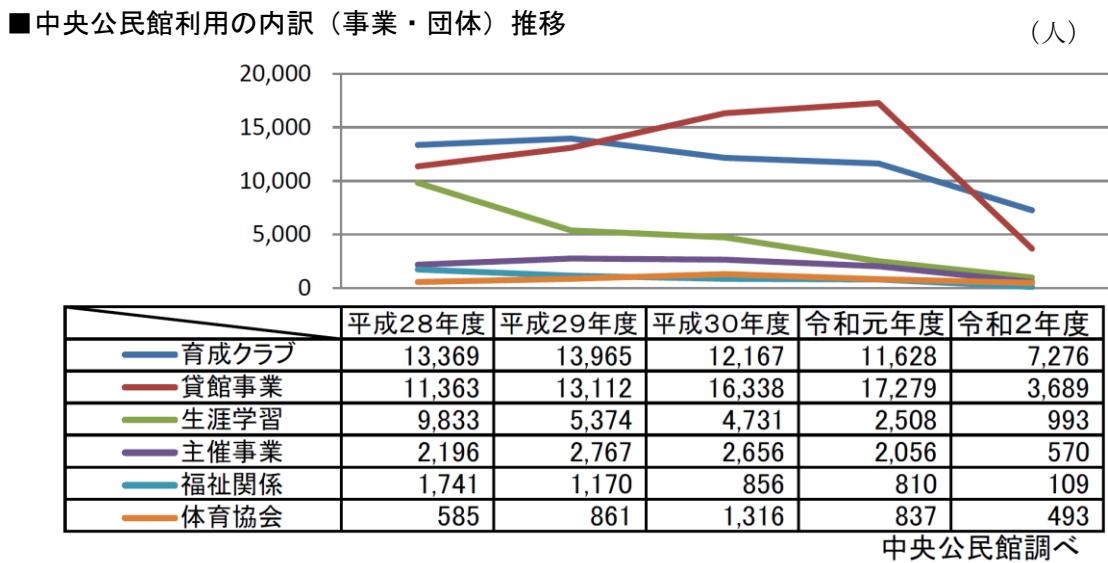
2) 中央公民館及びかぐや姫ホールの利用状況

公民館主催事業・公民館育成クラブの実施のほか、公共的な利用の貸館事業を実施しており、令和2年度(2020 年度)の貸館利用は新型コロナウイルス感染症の拡大による休館措置等の影響を大きく受け、利用件数は 1,813 件、利用者(のべ人数)は 13,269 人と、前年度までは「貸館事業」「スポーツ推進を体育協会(現、スポーツ協会)」が増加している一方で育成クラブは微減、生涯学習(青少年健全育成育成、人権、社会教育団体利用等)は減少していましたが、令和2年度は前年度と比べて全ての利用において大きく減少しています。

■中央公民館及びかぐや姫ホール利用者推移



※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響（休館措置等）を大きく受けている。



※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響（休館措置等）を大きく受けている。

3) 中央公民館を核とした活動

公民館育成クラブがあり、多方面にわたる文化芸術活動を行っています。団体数は61団体、会員数は765人(令和2年度(2020年度))です。団体には、茶道、華道、日本舞踊、俳句、民謡、コーラス、カラオケ、陶芸等があり、一部は福祉施設等への訪問活動を行っています。また、広陵町文化協会は、5部門があり(絵画部、写真部、書道部、盆栽部、俳画部)、会員数94人を擁しており、総合展を3年おきに開催しています。

4) 文化祭

文化創造意識を高め、文化芸術活動の推進のため、文化の日を中心を開催(作品展示・公民館活動発表等)しています。出展者は402人、出品数は635点、活動発表は、22~23の団体が日頃の成果を発表し、来場者は1,975人(令和元年度(2019年度))で、これも前年度とほとんど変わりませんでした。内訳は、文化展覧会が58回、活動発表会が38回、近年、参加体験型教室・模擬店が5回実施されています。

5) 特徴的な参加型体験教室

平成27年度(2015年度)から事業を開始し、中央公民館と育成クラブが主催者となって、活動内容や教室・講座などを紹介したり、楽器や道具などに直接ふれたり、体験できる機会を提供する事業です。文化祭開催期間中に、尺八、日本舞踊、華道、茶道、着付、民謡、箏、詩吟、将棋、コーラス、フラダンス、陶芸などに直接参加し体験することができ、子どもから大人まで多くの方が参加されています。参加者は、令和2年(2019年)で643人です。

6) アウトリーチ活動

公民館育成クラブのいくつかの団体が、社会福祉施設へ訪問したり、尺八と琴の団体が小学校での出前授業を行っています。

7) 町内の文化芸術活動

中央公民館以外で行われているものも多数あります。たとえば、その他の公共施設や民間商業施設での作品展示(図書館展示ホール、役場町民ホール、エコール・マミ等)、地域での文化芸術教室(茶道、華道、絵画、音楽等)、また和太鼓の活動(舞太鼓あすか組、広陵金明太鼓)、落語(広陵寄席、アマチュア落語広福亭)等多くの活動が行われています。図書館では、朗読ボランティア活動、お話しの会ボランティア活動等が行われています。

8) 町内の学校における文化系部活動

文化系部活動が盛んで、中学校では吹奏楽部、合唱部、美術部などが活動しています。大和広陵高校や畿央大学でも、文化系部活動やサークルの活動が数多くあり、内容も文化芸術だけでなく、社会課題等に目を向け課題を解決しようとするものなど、多岐にわたります。

9) その他の活動

広陵町では広陵町文化財ガイドの会によるガイド活動が行われたり、広陵古文化会が発足 50 周年記念誌『ふる里の文化財をたずねて』の出版等を行い、現地探訪の指針となっています。

(3) 文化財、自然・歴史資源

1) 国指定の重要文化財、特別史跡及び登録文化財

国の重要文化財に指定された百濟寺三重塔(鎌倉時代後期)や与楽寺木造十一面観音立像(奈良時代)、特別史跡の巣山古墳(古墳時代中期)、史跡に指定された乙女山古墳(古墳時代中期)、牧野古墳(古墳時代後期)、登録文化財の松本家住宅(昭和初期)があります。

2) 県指定文化財及び史跡

県指定文化財は、教行寺本堂、対面所・書院(江戸時代中期)、大福寺の板繪著色両界曼荼羅図(室町時代)、木造十一面観音立像(室町時代)、南郷の山王神社境内の石造浮彫伝弥勒菩薩座像(平安時代)、正樂寺の木造十一面観音立像(平安時代)、与楽寺の木造弘法大師座像(南北朝時代)があります。また、県指定史跡の三吉石塚古墳(古墳時代中期)があります。

3) 町指定文化財及び史跡

百濟寺の本堂(江戸時代中期)、長泉寺の木造毘沙門天像(平安時代)、与楽寺の黒漆塗春日厨子(室町時代)、八坂神社のケヤキの巨樹、大垣内の立山祭、広瀬天神社の綱打ちがあります。また、町指定の史跡の安部山古墳群(古墳時代後期)があります。

4) その他

未指定ですが、竹取物語の舞台と推定されている讃岐神社や櫛玉比女命神社の戸閉祭、八皇子神社の名替え、南郷環濠集落などがあります。

3 広陵町の文化芸術の推進にむけての課題

文化芸術活動は、町民が主体となって行うものであり、広陵町においても町民の自主性・自発性のもと、さまざまな活動が展開されてきました。これら町民の文化芸術活動の多くが公民館等の文化施設で行われており、中央公民館をはじめとする公共文化施設の果たす役割は今後とも大きいといえます。町は、町民の活動を支援し、活動しやすい環境づくりに努めるとともに、生涯学習の理念に基づく公民館講座をはじめとする学習機会の提供や、ネットワークづくりに取り組む必要がありますが、これまでの広陵町（行政）はこの視点がやや弱かったと言わざるを得ません。

また、中央公民館の再整備（建替、複合、多機能化等をいいます。以下同じ。）に当たっては、自然・歴史資源の保全、伝承と活用、情報共有・発信、啓発の観点から、歴史資源を常時展示し、周知活用できるような歴史資料館との複合化及び公共施設等総合管理計画の考えに基づき、0歳児から高齢者までの各世代、性別に関わりなく、誰もが使いやすい多機能を有する施設のあり方の視点を持った検討が必要となります。

本計画は、こうした広陵町の文化芸術の現状を踏まえ、文化芸術推進の基礎を固めようとするものです。そのため、以下のとおり広陵町の生涯学習と文化芸術の課題を整理し、これから取り組みの基本的な考え方や方針づくりにつなげました。課題の抽出に当たっては、検討委員会における議論、広陵町の文化芸術活動、施設の状況、文化財の実態、それと合わせて令和3年（2021年）8月から9月までにかけて実施した小中学校及び社会福祉（高齢者・障がい者）施設へのアンケート／ヒアリング調査から、文化芸術推進にむけて以下のような課題が浮かび上がりました。

そして、これらの課題解決に向け、行政と町民がそれぞれ協力し、努力していく必要があります。

- 文化芸術基本法等をはじめとした文化芸術政策全般に関する知識・情報不足
- 町の政策・施策に関する情報・周知・広報不足
- アーティスト、コーディネーター等の専門家の参画を図る必要がある。
- 文化芸術のあり方に関する政策・方針の欠如
- 生涯学習、公民館等の文化施設のあり方（運営）に関する方針の欠如
- 公民館活動において、公民館の本来の意義について再認識し、町民に対しても広く周知する必要がある。また、同時に政策・施策・事業のあり方を再考する必要がある。
- 町の文化関連施策の把握・連携が不十分（各課でバラバラに行われている。）

- 町の文化芸術施策、公民館事業に関する情報発信が弱い。
- 歴史資源、自然環境が十分活用できていない。
- まちづくりに文化芸術の視点が希薄である。
- 町民(活動団体・サークル)の、文化芸術(活動)へのニーズ把握ができていない。
- 本来の生涯学習の意義について共有しあい、行政と町民が力を合わせ課題解決に向けて取り組む必要がある。
- 活動団体間・世代間での情報交流や連携活動の機会提供ができていない。
- 団体の活動に関する情報等が団体によって公民館に掲示されているが、それ以外の情報発信が町広報だけであり、より効果的に情報発信する必要がある。
- 公民館活動及び育成クラブの取り組みを、普段公民館を利用できない人(≒支え手・納税者)に還元できるよう促進する必要がある(アウトリーチ等)。
- 地域の連帯感を醸成し、学校などの関係機関、団体、サークル等と連携し、地域に根ざした公民館活動の展開が求められる。

第3章 広陵町の文化芸術推進の基本的考え方と理念

1 文化芸術推進の基本的考え方

文化芸術をめぐる公共政策には、活動の歴史や社会との関わりの中から生まれ、社会的に承認されてきた理念、原則、方法、留意点等があります。これらは、文化芸術の自主性・自律性を支えるもので、このことにより文化芸術はより広く、深く、多彩になっていきます。

広陵町においても、これら基本的な考え方のもと、文化芸術の推進を図る必要があります。

(1) 人権としての文化

文化の基礎は「人権としての文化権」にあり、文化芸術を享受することは全ての人の権利です。文化芸術基本法では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」(第2条第3項)とされています。

人権とは、人間は誰でも尊厳をもって扱われ、それぞれの属性にかかわらず、人としての権利は平等に保障されることです。このための条件が不足する場合は、社会が支えるということを意味します。したがって、人々の持つ固有の文化(たとえば地域独自の文化、マイノリティの文化など)を相互に尊重し、敬意を払うべきことは言うまでもありません。

これらの文化権を実現していくためには、人々の学習(練習)する権利、創造し表現する権利、交流コミュニケーションする権利、文化の成果を保存し継承していく権利等が確立されなければなりませんし、これらを実現できる環境を社会が整える必要があります。これは、社会(行政等)が文化芸術を支援し推進を行う根拠となります。

(2) アームズ・レンゲスの原則

アームズ・レンゲスの原則とは、文化や芸術に関して、政府(自治体を含む。)は「支援はするが口出しはしない」という国際的に確立された原則です。これは、政府と文化芸術団体・アーティストの間に一定の距離(アームズ・レンゲス)を保ち、文化芸術活動への恣意的かつ政治的な圧力を排除しようという考えです。この原則により、自由な発想で創造を行うことができるため、多彩かつ質の高い成果を得られることが期待されます。創造活動の内容については、社会からのみ評価されます。

(3) アウトリーチ活動

人々の中には、さまざまな条件により(たとえば、高齢である、障がいを持っている、介護等に携わっている、子育て中である、貧困である、充分な学習を受けることができなかつた、劇場・美術館等から遠い、子どもである等)文化芸術にふれることができない人が大勢おられます。そのため、たとえば福祉施設、病院、学校、幼稚園、保育園、こども園、公共施設、地域など文化芸術を必要とする人のいる場所に出かけて行き、文化芸術を届ける活動をアウトリーチといいます。

アウトリーチ活動は、SDGs の基本理念である「誰も取り残さない」にかない、社会包摂(ソーシャル・インクルージョン)を図るという面とともに、それの人々から多くの事を学べ、文化芸術活動をステップアップすることができるという面があります。

アウトリーチ活動とは逆に、そのような人々を劇場・ホール、美術館・博物館等に招き(移動手段の確保、廉価な料金等に配慮し)文化芸術にふれてくれたり、創造に参加・参画してもらうことをインリーチ活動といいます。

(4) 文化芸術の領域の拡張

文化芸術基本法には、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては…(中略)…観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう…」(第2条第10項)とあり、また、「…芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して…」(第32条第2項)とあります。これらの条文は、文化芸術の対象・活動領域が広がり、多様な分野及び福祉や医療等の現場で大きな役割を果たすことが期待されていることを意味します。

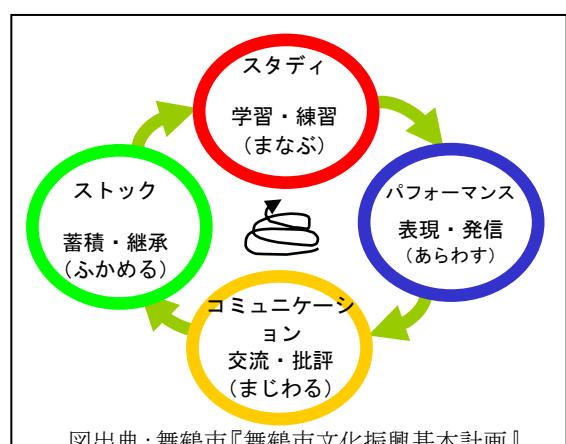
文化芸術活動は、それぞれの領域や分野を超えた活動が求められており、自ら開き、広がり、変わっていく必要があります。

(5) 文化協働

多様な主体(町民、団体・事業者、行政など)が協力・連携しながら適切な役割分担のもと社会的課題に取り組み、より大きな成果(解決)を生み出すという「協働」が求められています。広陵町における文化芸術の推進(文化のまちづくり)においても、その主体である町民、文化芸術団体やアーティスト、事業者、行政等が協働関係をつくることによって、それぞれの持つ力を有効に活用し、より良い成果を上げることができると考えられます。

(6) 文化的サイクル

文化活動には、「学習・練習」、「表現・発信」、「交流・批評」、「蓄積・継承」の4つのステージ(段階)があり、それぞれステージが循環しながら継続的に向上していくので、それぞれのステージにあった文化政策が必要です。たとえば、「学習・練習」段階では練習の場の提供によりステップアップを支え、その成果を「表現・発信」するステージにつなげます。また、「表現・発信」段階では、相互に「交流・批評(評価)」し合う場やメディアを用意することにより成果を「蓄積・継承」するステップへと誘導する施策が考えられます。このように、常に次のステージへ飛躍するための仕組みをつくる必要があります。(中川幾郎『分権時代の自治体文化政策』(平成13年(2001年))勁草書房を参考にしました。)



図出典:舞鶴市『舞鶴市文化振興基本計画』

2 生涯学習及び公民館のあり方（基本的考え方）

生涯学習とは、昭和 40 年(1965 年)に、ユネスコの成人教育推進委員会において提出された報告書の中で、教育を従来のように成人になるための準備として捉える考え方を改めて、人間の可能性を導き出す生涯を通じての活動として捉える「永続的教育」と提唱された概念が由来しています。この生涯学習に関し、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 3 条において、「一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」を図ることが理念として掲げられています。

中央公民館は、自分らしく生きるために学ぶ場(自己実現や趣味・教養の場)として発展してきましたが、社会とのつながり(地域や多世代との連携)が弱い側面があります。しかし、中央公民館は「公共を担う市民を育成する」ためのもの(民主主義の学校)であり、自発的に学ぶという営みを、社会のあり方を考え豊かな生活文化をつくることにつなぐ視点が必要です。

また、学びの成果を社会化し、社会的課題の解決を視野に入れた生涯学習という視点が求められています。

(1) これからの生涯学習のあり方（公民館の役割）

1) 個人的学習だけではなく、集団的自律的学習の機会と場を保障する。

自発的に学ぶことによって「自己実現」することが原点ですが、社会化する視点や機会がないまま終わることも多いのが現状です。他者との関係のなかで自己形成するという視点、また、自らの思考や学習による主体形成の視点が重要です。

2) 誰にも開かれた「社会的なきずな」づくりに貢献する。

生涯学習の推進によって、一緒に行動することを可能とするネットワーク・規範・信頼感を醸成するとともに、違いを認め合える、誰にも開かれた「社会的なきずな」づくりに取り組みます。

3) ネットワークを広げ、「社会包摂」を進める（公民館を利用しない（できない）住民にも開かれている公民館をつくる。）。

より広く多様な人々が生涯学習のテーブルに着くことができるよう、世代・性別・職業・階層等自分と違う立場にある人々を「つなぐ」(ネットワークを広げる)ことが求められています。

4) 公民館は地域共生社会のプラットフォーム（上記 1)、2)、3)）

学ぶ・つながる・役立つ生涯学習の推進拠点として、学校・社会教育機関、福祉施設、地域や住民活動との連携・協働を図り、地域共生社会づくりに取り組むことが大切です。

(2) 求められる公民館像～学ぶ・つながる・役立つ生涯学習の推進拠点～

1) 誰もが参加できる生涯学習と文化芸術活動の拠点としての館づくり（自発的に学ぶ人の輪を広げる）

- ・生活文化の情報受発信拠点及び交流拠点
- ・まちのさまざまな文化活動や地域活動の情報が集まり、誰もがアクセスできること。
- ・自主活動情報が発信できること。
- ・気軽に訪れ、団らんや交流ができること。
- ・利用者が自主的・主体的に事業や運営に参画・協働できること。

2) まちづくり、地域コミュニティの活性化に役立つ

- ・暮らしに役立つ公民館活動の推進
- ・互いに学び合い交流できる。
- ・安心して暮らせる地域社会づくりに貢献する。

3) 学ぶだけで終わらず、つながりを広げていく（学習の成果が社会に「役立つ」回路を拓く）

- ・グループ活動の成果を、活動に参加しない（できない）人たちに役立てる・還元する。
- ・自分たちが関心のある要求課題への対応だけでなく、社会にとって必要な課題に取り組む。

4) みんなで生涯学習を推進する

- ・生涯学習の推進によって、「社会包摂（ソーシャル・インクルージョン）」に寄与する。
- ・公民館はみんなの「文化権」「学習権」を相互に保障し合うための連携拠点、参画・協働の場
- ・生涯学習の主体・当事者である「町民」は、生涯学習の推進という公共課題に参画する権利と役割がある。
- ・学んだ人が教える人になる生涯学習の循環を広げる。
- ・行政は、全ての人の「学習権」を保障し、文化資本や社会資本の形成につなげる役割がある。

第4章 広陵町における文化芸術推進の基本的考え方（理念と原則）

1 基本理念と基本原則（方針）

本計画は、広陵町の文化芸術の推進についてその理念と方向を示すものであり、広陵町自治基本条例の精神に基づき、文化を活かしたまちづくりを進めるに当たっての理念と基本方向を町民、行政が共有するためのものです。

豊かで活力ある広陵町をつくっていくためには、生涯学習や福祉、教育などあらゆる分野で文化のまちづくりに取り組み、文化芸術を基調とした政策を推進することとし、次のとおり基本理念と基本方向を定めます。

（1）基本理念

- ① 全ての人の「文化的に生きる権利」を保障し、町民主体の文化芸術を推進する。
- ② 誰もが自由に文化芸術活動に参加・参画でき、多様な主体が連携・協働することで、心豊かで活力あふれる広陵町づくりに寄与する。
- ③ 文化芸術活動の主体は町民であり、自主性・自立性・自律性をもって主体的に活動に参加する。

（2）基本原則

- ① 町民は、自主的・主体的に活動し、住民間・世代間のつながりの輪を広げる。
- ② 町は、町民の文化活動・生涯学習活動を支援し、連携・協働により機会・環境・場の整備に努める。
- ③ 今後の公共文化施設は、施設面（ハード面）では複合化及び多機能化の視点を持たせ、機能面（ソフト面）については各種施設との連携・ネットワークを進め る。
- ④ 町民は、町の運営主体として財政を含め公共経営の視点を持つ。
- ⑤ 広陵町の文化芸術推進基本計画は、数値指標を導入し推進状況を評価する。

(3) 施策大綱（文化芸術推進施策の基本方向）

ここで、基本理念、基本原則を踏まえ、広陵町の文化芸術推進基本計画における施策大綱（文化芸術推進施策の基本方向）を以下のように定めます。

文化芸術推進基本計画における施策大綱（基本方向）

- (1) 生涯学習・文化芸術活動に親しみ、参加し、つながる
- (2) 子ども・若者の文化芸術の充実（鑑賞機会-学校等、演じる場と機会）
- (3) 生涯学習・文化芸術活動の拠点（場・プラットフォーム）をつくる（町民に必要とされる公共文化施設へ）
- (4) 文化をまちづくりに活かす（自然、歴史、町並み、景観等）
- (5) 文化芸術が育つしくみをつくる（人材づくりと文化芸術マネジメント、文化芸術における協働）
- (6) 文化芸術による社会的課題解決への取り組み（社会包摂）の推進

それぞれの施策大綱（基本方向）に対する施策項目体系を以下に示します。

2 広陵町文化芸術推進計画の体系

(1) 生涯学習・文化芸術活動に親しみ、参加し、つながる

- ① 文化芸術に出会う機会をつくる
- ② 文化芸術活動に参加する
- ③ 文化芸術をプロデュース(企画運営)する、文化芸術活動を支える
- ④ 文化芸術団体の連携強化
- ⑤ 子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等の文化芸術活動の充実
- ⑥ 生涯学習及び(中央)公民館の役割の明確化と内容の充実

(2) 子ども・若者の文化芸術の充実（鑑賞機会-学校等、演じる場と機会）

- ① 子どもが文化芸術に触れる機会をつくる
- ② 体験型学習の機会の提供
- ③ 若者の文化芸術活動(練習、発表)の場を提供する

(3) 生涯学習・文化芸術活動の拠点（場・プラットフォーム）をつくる（町民に必要とされる公共文化施設へ）

- ① 公共文化施設等を活用する
- ② 公共文化施設の町民の文化芸術活動の場の整備と活用
- ③ 公共文化施設の管理運営方法の再検討
- ④ 公共文化施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進
- ⑤ 中央公民館のあり方
- ⑥ 図書館のあり方

(4) 文化をまちづくりに活かす（自然、歴史、町並み、景観等）

- ① まちづくりに自然・歴史・文化を活かす
- ② 自然環境の保全
- ③ 文化財等の保存と活用
- ④ 福祉、医療、教育、観光、産業等との連携

(5) 文化芸術が育つしきみをつくる（人材づくりと文化芸術マネジメント、文化芸術における協働）

- ① 文化芸術活動の担い手をつくる
- ② 文化芸術を育てるしきみづくり
- ③ 文化芸術活動のプロデューサーを育てる
- ④ 文化芸術活動に関する情報の共有と発信
- ⑤ さまざまな連携
- ⑥ 文化芸術活動における協働
- ⑦ 行政の役割

(6) 文化芸術による社会的課題解決への取り組み（社会包摂）の推進

第5章 広陵町の文化芸術推進の基本方向と施策

1 文化芸術推進の大綱（基本方向）と施策

広陵町の文化芸術推進の basic 理念と基本原則に基づき、文化芸術推進施策のそれぞれの大綱別の方針は以下のように整理されます。この基本方針及び施策は、令和2年(2020年)2月からの12回にわたる「広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会」における審議、各方面への聞き取り調査、町民参加のグループインタビューや先進地視察等に基づき導き出したものです。

【主体及び時期について】

■文化芸術推進施策の担い手（主体）

それぞれの施策の方向の主な担い手として次の3者を想定しましたが、これは担い手を限定するものではありません。多様な主体が参加・参画・協働することが望まれます。

[区分]

- 民 町民：町民が中心に進めるもの（個人、文化芸術団体、事業者を含む。）
- 協 協働：町民と町行政が対等な立場で相互に補完及び連携・協力して進めるもの
- 町 広陵町：町行政が中心に進めるもの

◎：主たる担い手（主導者）

○：協力・連携して分担する

△：担い手となって参加する

■文化芸術推進施策の実施・実現時期

それぞれの施策の実施・実現時期を示しましたが、これは目安として、社会状況の変化により柔軟に対応する必要があります。ただし、進捗の評価を行い、施策の推進状況を常にモニタリングし、改善していく必要があります。

[区分]

- 短 短期：早期（おおむね2年以内）に実施・実現すべきもの
- 中 中期：おおむね3年～5年の間に実施・実現すべきもの
- 長 長期：おおむね6年～10年程度あるいはそれ以上の期間に実施・実現すべきもの

なお、以下の具体的事業について、文化芸術の主体はあくまで町民であることから、多くを「…しよう」等の呼びかけの表現としています。

(1) 生涯学習・文化芸術活動に親しみ、参加し、つながる

(基本方向)

生活の質の向上を図り、生きがいを形にし、まちづくりや地域課題の解決への道筋を考える上でも、生涯にわたって学び続けることが大切です。また、文化芸術は、人々の感性や共感力・創造力を養い、自分自身の内面を表現し、他者との相互理解を促し、多様なものの見方を教えてくれ、人間が人間らしく生きるための基盤となるものです。学び、表現し、コミュニケーションを通して、人びとがつながり、より高いステージに昇ることができます。

そのためにも、子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等を含む全ての町民がその人の必要に応じて身近に多様な文化芸術と出会い、親しみ、楽しみ、創造する(参加する)機会・環境を整備し、時間的・場所的制約にかかわらず、気軽に参加できる体験型事業等の開催、学校や施設・地域等へ出向いて文化芸術を届ける文化の出前やアウトリーチ活動の充実、文化芸術の企画運営能力を高めるための研修など、文化芸術環境の整備に努めていきます。

また、文化芸術活動においても、相互交流が知識や技の習得、感性を磨くことに効果的であり、そのためには、人びとが集い交流できる場・施設が重要です。文化芸術、生涯学習においては、“つながる”ことで輪が広がっていきます。

① 文化芸術に出会う機会をつくる

文化芸術は、ものの新しい見方やより深いとらえ方、他者とのコミュニケーションのかたちを教えてくれます。誰もが時間的・場所的制約にかかわらず文化芸術に出会い、参加することを基本的権利として保障していきます。

【具体的事業】

- ・舞台芸術、展覧会など文化芸術の鑑賞の機会をつくろう。
- ・文化に出会う機会を広げよう(文化の出前、アウトリーチ活動など)。
- ・町民の文化活動の発表(舞台、展覧会など)を観に行こう。
- ・まちをアートな空間にしよう(街中でのアートの展示、アートイベントなど)。
- ・子ども、障がい者、高齢者、外国籍の人等、全ての人が文化に出会う機会をつくろう。
- ・誰もが気軽に文化芸術を自ら体験できる機会をつくろう。
- ・Web を活用し、情報提供の充実や、時間的、場所的制約に関わらず文化芸術に出会う機会をつくろう。

民	協	町	時
◎	◎	○	短
◎	◎		短
◎	◎		短
◎	◎		中
◎	◎		短
◎	◎	○	短
◎	◎		中

② 文化芸術活動に参加する

表現、創作、練習・稽古、学習、批評、企画運営(プロデュース)、そしてそれらを鑑賞をしたり、応援することも文化芸術活動です。文化芸術活動は非常に幅が広く、参加の方法も多様・多彩で、誰もがそれに応じたかたちで関わることができ、活動に参加することによって、文化芸術は自分たちのものとなります。「参加」を幅広くとらえるとともに、全ての町民に開かれていることが望されます。

【具体的事業】

- ・文化団体・サークルに加入し、文化芸術活動に参加しよう。
- ・舞台芸術、展覧会など文化芸術の公演を観に行こう、聴きに行こう。
- ・発表の場をつくろう(ホール以外にもあらゆるところを舞台に)。
- ・広陵町を舞台とした芸術作品をつくろう。

民	協	町	時
◎			短
◎			短
◎	◎	○	短
		◎	長

③ 文化芸術をプロデュース（企画運営）する、文化芸術活動を支える

文化芸術イベントをプロデュース(企画運営)したり、いろいろなジャンルの活動を組み合わせる、文化をまちづくりに活かす、町民や団体がつながる機会を仕掛ける。あるいは、教育、福祉、医療等の分野にも文化芸術の視点を持ち込む。こうしたことを町民が中心となってプロデュースすることが重要です。

文化芸術は表現する者と鑑賞する者の関係だけで成り立つものではありません。これらの間をつなぎ、理解を促進していくことも大切ですし、文化芸術に関心を持つ人々を増やす努力も必要です。文化芸術を支えるという形での参加も大切な要素です。

【具体的事業】

- ・文化芸術を自分たちでプロデュースしよう(企画から上演・展示まで)。
- ・文化芸術をプロデュースする組織を応援しよう(文化芸術の中間支援組織をつくり、支援する)。
- ・文化芸術プロデューサー、キュレーター(学芸員)を育てよう。
- ・文化芸術を楽しむ組織をつくろう。

民	協	町	時
◎			中
◎		○	中
	◎		中
◎			中

④ 文化芸術団体の連携強化

文化協会、公民館育成クラブをはじめとする文化芸術団体・サークルは、文化芸術仲間が集まり、創造や相互に研鑽し合う場となり、また、町民が文化芸術とふれあう機会をつくるなど大きな役割を果たしています。文化芸術団体が相互にも連携・協力し合うことでより成果をあげることが期待されます。

【具体的事業】

- ・文化芸術関係団体が活動・事業、課題、今後行いたいこと等について語り合う協議会をつくろう。
- ・ジャンルを超えて団体が連携して、新たな創造を志向しよう。
- ・団体が協働して、発表の場をつくろう。

民	協	町	時
◎	○		中
◎			中
◎			中

⑤ 子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等の文化芸術活動の充実

平成 30 年(2018 年)施行の『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成 30 年法律第 47 号)』の基本理念の一つである「地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。」に基づき、子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人

等で、文化芸術活動に参加する条件が整っているとは言えない人びとに対して、参加環境を整えるとともに(表現方法の多様化を可能にする、ユニバーサルデザインに基づく施設整備等)、文化芸術を通して全ての町民とつながり、社会的な参加が可能となるよう、鑑賞機会、創造、学びの機会・場の拡充に取り組みます。

【具体的事業】

- ・学校等で、文化芸術の鑑賞や体験、創造の機会をつくります。
- ・子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等が参加(表現、創造、鑑賞など)できる文化芸術のかたちを検討しよう。
- ・公共文化施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を推進します。

民	協	町	時
	◎	◎	短 中
		◎	中

(6) 生涯学習及び（中央）公民館の役割の明確化と内容の充実

生涯学習は、生活の質の向上を図り、生きがいを形にし、まちづくりや地域課題の解決への道筋を考える上でも重要な役割を持っています。教室・講座においても、要求課題だけではなく、地域社会における課題すなわち“必要課題”についても学ぶ機会を設けるなど、住民に役立つ学習とする必要があります。

生涯学習の核である(中央)公民館は、学び、つながり、暮らしに役立つ生涯学習の推進拠点として、学校・社会教育機関・福祉施設、地域や住民活動との連携・協働を図り、よりよい地域社会づくりに取り組む拠点となります。また、誰もが学習に参加できる場、まちづくり、地域コミュニティの活性化の拠点として安心して暮らせる地域社会づくりに貢献していく必要があります。

今後は、個人の学びからネットワーク形成に、学習の成果を社会に「還元する=役立つ」流れをつくることが重要です。また、活動に参加しない(できない)人たちにも役立つ場として意味を持たせ、「頼りになる」拠点施設としていくことも重要です。活動の成果を地域に還元する生涯学習の推進によって、「社会包摂(ソーシャル・インクルージョン)」に取り組む場、みんなのための「学習権」をみんなで保障し合うための拠点ともなるものです。

【具体的事業】

- ・広陵町の生涯学習の理念に基づく公民館運営の基本方針を町民の参画で策定しよう。
- ・生涯学習の教室や講座において、要求課題だけでなく社会的な必要課題にも積極的に取り組み、課題解決力を高めます。
- ・公民館を、生涯学習だけでなく、地域の自治活動、まちづくり活動の拠点にしよう。

民	協	町	時
○	◎	◎	短 中
	◎		中

【生涯学習・文化芸術活動に係る成果指標】

成果指標	現在(2022年)	2027年	2032年
町民が主体的に創造・発表する文化芸術イベントの開催数	0回	5回	10回

町民参加型の取り組みによってつながりが生まれた取り組みやグループの数	2	5	10
まちの必要課題に関する講座の受講者数	0人	50人	100人
まちの必要課題に関する講座を受講し、課題の認識が深まった(自覚できた)人の割合	0%	50%	75%

(2) 子ども・若者の文化芸術の充実（鑑賞機会-学校等、演じる場と機会）

（基本方向）

文化芸術は、子どもや若者（おおむね中学生から20歳代半ばまで）にとって豊かな心や感性、共感力、創造性やコミュニケーション能力を育むための基礎となるものです。また、幼い頃から文化芸術に触れ、鑑賞し、参加することは、人生の奥深さを垣間見せてくれるものとして、生き方についての示唆や支えを与えてくれます。

こうしたことから、全ての子どもについては、まずは本物の文化芸術に触れるところから始まり、それらを身体で感じ、自分でやってみて、何かを創り出す糸口を提供することが大切です。このため、子どもが、さまざまな機会を通して文化芸術に触れる環境をつくっていきます。

若者に対しては、若者がさまざまな形で主役を演じられるような機会や場を仕掛けて、自然に自主的な文化芸術活動を行える環境をつくり、将来的には、広陵町に限らずアートシーンの担い手として育つことを期待します。また、若者にとって、文化芸術に触ることは、他者との出会いの機会となります。他者との対話を通して自分自身を磨き上げていくことができます。自主的な活動を通してこそ自分自身を発見していくことになります。

① 子どもが文化芸術に触れる機会をつくる

子どもの時から文化芸術に触れておくと、成長してから感受性や共感力が豊かになると言われています。なかでも、小・中学校、幼稚園、こども園及び保育園（以下「学校等」といいます。）は、子どもたちの学習・保育の場であるとともに、最初に文化芸術に触れる機会ともなります。多様な文化芸術や伝統文化に触れる機会を充実させるため、学校等と町の連携のもと、アーティストや町内の文化団体の指導者等によるアウトリーチ活動や体験型事業の充実に努めています。

【具体的事業】

- ・学校等で、文化芸術の鑑賞や体験、創造の機会をつくります。（再掲）
- ・0歳からの児童が文化芸術に触れる機会を提供します（児童健診等の機会の活用（アートスタート事業、ブックスタート事業など）。
- ・学校等に対するアウトリーチ活動、情報交流を推進します。
- ・学校教育における文化芸術の出前授業、クラブ活動に対する地域の文化芸術団体による支援を推進します。
- ・学校等で子どもたちが文化芸術に触れる機会を創出したりアーティスト等と学校をつなげたりするコーディネーターを育成します。

民	協	町	時
	◎	◎	短 中
	◎	◎	短 短
	◎		中

② 体験型学習の機会の提供

子どもにとって文化芸術の受け身の鑑賞だけでは興味や理解が進まないことがあります。可能なら、楽器を演奏したり、劇を演じたり、絵を描いたり粘土で塑像を作つてみたりする体験が文化芸術の楽しさを自覚させ、創造への意欲を引き出します。さまざまな機会を通して、プロフェッショナルなアーティスト、学校等の教諭や保育士、町内の文化芸術団体のリーダー等との協働による体験型学習の機会を提供していきます。

【具体的事業】

- ・学校等での、体験型学習を推進します。
- ・小・中学校での体験型文化芸術ワークショップの実施を進めます。

民	協	町	時
	◎	◎	短
◎	◎	◎	短

③ 若者の文化芸術活動（練習、発表）の場を提供する

若者（おおむね中学生から20歳代半ばまで）は、学校のクラブ活動やサークル活動に参加しないなれば、個人で文化芸術活動（練習、発表）を行う場や機会、そして他の人の交流が行える機会が限定されています。

こうしたことから、若者が気軽に文化芸術活動を行えたり、交流のできる場を設けることが求められます。この場の運営やその発表に関しても若者に自主的、自律的に運営し、活動できるようサポートする姿勢が必要です。

【具体的事業】

- ・若者が気軽に利用できる文化芸術活動の場を用意します。
- ・若者の自主的なアートイベントを応援します。
- ・若者向けの音楽やダンス等ができる空間を用意します。

民	協	町	時
	◎	○	中
○		◎	中
◎		○	中

【子ども・若者の文化芸術の充実に係る成果指標】

成果指標	現在(2022年)	2027年	2032年
0歳からの幼児に対するアートスタート事業の実施状況	0回	4回	6回
小・中学校での文化芸術鑑賞及び体験型学習機会の数(年間)	7回	12回	14回
文化芸術活動の場における若者への支援・後援数	0	5	10

(3) 生涯学習・文化芸術活動の拠点（場・プラットフォーム）をつくる（町民に必要とされる公共文化施設へ）

（基本方向）

公共文化施設は、文化芸術活動、生涯学習の場として大きな役割を担っています。広陵町においても、中央公民館（かぐや姫ホール）、グリーンパレス、図書館、はしお元気村等があり、文化芸術活動、生涯学習活動、各種イベント、教室・講座、会議等で活用されています。また地区公民館や集会所は地域コミュニティ活動の場として利用されています。

このような場は、文化芸術活動等だけでなく、普段から町民が集い交流できる場所であることも大切です。顔と顔を合わせて会話ができ、情報交換や学習研究にも役立つことが求められており、こうした過程を通して町民同士のつながり・ネットワークが深まっていきます。

特に中央公民館は、生涯学習・社会教育機関としての重要な役割があり、地域社会のプラットフォームとして、学び、つながり、暮らしに役立つ生涯学習の推進拠点として、学校・社会教育機関・福祉施設、地域や住民活動との連携・協働を図り、文化芸術活動を行ったり、よりよい地域社会づくりに取り組む拠点です。また、誰もが学習に参加できる場、まちづくり、地域コミュニティの活性化の拠点として安心して暮らせる地域社会づくりに貢献します。

学びからネットワーク形成に、学習の成果を社会に「還元する＝役立つ」流れをつくることが重要です。また、活動に参加しない（できない）人たちにも役立つ場として意味を持たせ、「頼りになる」場所・施設していくことも重要です。活動の成果を地域に還元する生涯学習の推進によって、「社会包摂（ソーシャル・インクルージョン）」に取り組む場、みんなのための「学習権」をみんなで保障し合うための拠点ともなるものです。（再掲）

この意味からも、公民館は単なる活動場所の提供にとどまらず、積極的に学習プランを提示し、実施していく責務が求められます。

しかしながら、施設によっては設置から年月が経過し、バリアフリー対応の不備、施設・設備の劣化や現在の法令に合致しない部分も存在しており、これらへの対応が迫られています。

施設の建設、維持管理には多大な費用が必要となることもあります、必要な機能や規模など町民のニーズや財政状況等を多角的に勘案した上で、更新等の計画に取り組む必要があります。最も大切なことは、施設で町民が何をするか、できるかです。今後は、生涯学習及び文化芸術推進の理念に基づいた活動を展開するために必要な施設であることが求められます。

また、今後の施設の整備はもちろん、管理・運営に当たっては、広陵町自治基本条例（令和3年5月広陵町条例第1号）の理念に基づき、町民参画・協働を視野に入れて進めていく必要があります。さらに、適正な使用料負担や利用方法についても議論していく必要があります。

① 公共文化施設等を活用する

公共文化施設は、(1)、(2)を実現させる拠点であるとともに、町民の文化芸術活動の場として、その能力を最大限発揮できるよう、町民・文化芸術団体・行政が協働して効果的に活用していきます。図書館は町民の情報拠点としてだけでなく、まちづくり課題や起業等について学ぶ場となる必要があります。

ます。公民館は生涯にわたる学習の場として有効に機能する必要があります。また、他の公共施設や民間施設の利活用についても検討していきます。

【具体的事業】

- ・既存の公共文化施設等をもっと使おう。
- ・多様な場・施設の有効活用(複合利用、多面的利用)を進めます。
- ・子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等、文化芸術を必要とする人をつなぐ場づくりを進めます。
- ・公共文化施設で文化芸術の仕組みを学ぼう(舞台、照明、音響、企画等)。
- ・公共文化施設をネットワークしよう(相互の有効活用、官民の施設の連携、町外の施設の相互利用など)。
- ・町民参加で、文化施設に人を呼び込もう。
- ・公共文化施設のバリアフリー化を推進します(再掲)。
- ・公共文化施設へ行きやすくします(高齢者、障がい者、自動車を利用しない人等への対応)。
- ・地区公民館や地区集会所の新たな位置づけ及び活用法を地域住民とともに考えていきます。
- ・若者向けの音楽やダンス等ができる空間を用意します(再掲)。

民	協	町	時
◎		◎	短
	◎	◎	短
		◎	中
△		◎	中
		◎	中
○	◎	○	中
		◎	中
		◎	中
	◎		中
◎		○	中

② 公共文化施設の町民の文化芸術活動の場の整備と活用

公共文化施設は、町民の文化芸術活動の場として有効に活用されています。中央公民館では、育成クラブ参加団体が活発な活動を行っています。このような場があることで、活動の継続性が担保され、新たな参加希望者も問合せや見学等を気軽にできるようにします。町内の公共文化施設は、既存の団体、新たに活動を始めたい個人や団体を含めて、使いやすい、開かれた施設である必要があります。

【具体的事業】

- ・公共文化施設が使いやすい点検し、改善します。
- ・公共文化施設が、公平に利用できるよう運用ルールを見直します。
- ・公共文化施設の利用情報を共有し、効率的に利用できるようにします。

民	協	町	時
	◎	◎	短
△		◎	短
○		◎	中

③ 公共文化施設の管理運営方法の再検討

公共文化施設は、現在は町の直営あるいは指定管理者制度を導入して管理運営が行われています。文化芸術活動の主体は町民であることから、公共文化施設の管理運営に町民あるいは町民による文化芸術活動団体が何らかの形で関わっていくことも求められます。将来的には町民の団体が何らかの形で管理運営を担うなど、行政との協働のあり方を検討していく必要があります。

【具体的事業】

- ・町民は、公民館運営に運営委員として関わろう。
- ・公共文化施設の管理運営方法を町民と考えていきます。
- ・施設のスタッフを支えるボランティアとして管理運営に参加しよう。

民	協	町	時
◎		○	短
	◎	◎	中
△	◎	○	中

④ 公共文化施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進

町民の高齢化が進み、また障がい者や子育て中の保護者、介護当事者等が増える中、公共文化施設は誰もが自由に障壁なく利用できるように施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を進めます。身体的な障壁をなくすことだけでなく、心のバリアフリー化も促進することが大切です。

【具体的事業】

- ・公共文化施設のユニバーサルデザイン化を推進しよう(再掲)。
- ・誰もが使いやすい文化施設にしよう(ユニバーサルデザイン化)。
- ・利用者、管理者に対し、子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等が気兼ねなく利用できる施設とするための学習会を実施します。

民	協	町	時
		◎	中
○		◎	中
△		◎	短

⑤ 中央公民館のあり方

中央公民館は、館主催の生涯学習に係る教室・講座等を数多く実施しています。また、育成クラブ参加団体をはじめとして多くの団体、個人の学習活動や文化芸術活動に活用されています。

今後、中央公民館は、町の生涯学習・文化芸術の拠点としての役割を持つとともに、地区公民館・集会所等の施設のネットワークのハブ機能も持つ必要があります。その意味で、普段から町民が集い交流できる場所、すなわち、地域社会の交流拠点(地域のプラットフォーム)となることが期待されます。また、町民が地域社会の課題について、学び、解決に取り組むことを支援する機関、誰も取り残さない学習の場であることも期待されます。これらの意味からも、中央公民館は単なる活動場所の提供にとどまらず、積極的に学習プランを提示し、また、アウトリーチ活動を実施していく責務が求められます。(一部再掲)

さらに、中央公民館を自分たちのものとするために、町民がさまざまな形で主体的に参加できる機会を設ける等、自治基本条例に基づく、参加・参画・協働型の運営を進めていく必要があります。町民が意見を言える場として公民館運営審議会を活性化します。

【具体的事業】

- ・地域のプラットフォームとしての新たな公民館像を作り上げます。
- ・町民及び町職員が生涯学習の理念を学習する機会を設けます。
- ・地域課題に関する学習など、社会へ目を向けた講座等を開発するとともに、新たな団体が生まれる活動を支援します。
- ・文化芸術活動を地域に展開するアウトリーチ活動の拠点とします。
- ・これまで公民館を核に活動してきた団体・個人の文化芸術活動がステージアップできるよう支援します。
- ・これまで、あまり公民館を使ってこなかった、使えなかつた人びと

民	協	町	時
△	◎	◎	短
		◎	短
○		◎	中
○	◎		短
○		◎	中
○		◎	短

- が使ってもらえるよう、学習やイベント等に工夫を凝らします。
- 生涯学習活動団体、文化芸術活動団体が、自ら情報発信することを支援します。
 - 生涯学習、文化芸術活動をプロデュースする人材を育成します。
 - 町民が中央公民館の運営（音響、照明、舞台等の作業を含む。）に参加・参画できる仕組みを導入します。
 - 広陵町公民館条例（昭和45年4月広陵町条例第6号）第5条及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条の規定により設置された広陵町公民館運営審議会を活性化します。

○	○	◎	短
○	○	◎	中
○	○	◎	中
△	○	◎	短

⑤ 図書館のあり方

図書館は、地域の情報拠点であるだけでなく、さまざまな課題に対して、それを学ぶ機会を全ての人に保障し、人びとの自立と自律した判断を涵養する、民主主義の磐かんです。「真理がわれらを自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。」と国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）の前文にあります。

また、図書館は、町民だれもが本を読みながらゆったりと自分を省みることができる「市民に取つてのもうひとつのリビングルーム（菅谷明子『未来をつくる図書館』より）」でもあります。図書館にやって来て、本だけでなく、音楽や絵画、さまざまなイベントなどを通して、自分自身の感性を自由に養うことのできる場でもあります。また、ビジネスを立ち上げたい人、町政について知りたい人、芸術を学びたい人、海外でボランティア活動をしたい人など幅広いニーズに応えていく役割も持っています。さらに、「あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうるようにする。」（ユネスコ公共図書館宣言（1994年））とあるように、他の公共文化施設と連携して、文化の多様性に光を当てることもできます。

また、数多くの社会課題や生活課題等の解決を行うための資料を所蔵しており、これらの資料の活用し、学習会等も期待されます。

広陵町の図書館は、来館者、貸出点数も多く、また、図書に関する多様なイベント等や読み聞かせ等、町民有志による団体の活動も展開されており、広く町民に親しまれています。今後は、さらなる活用と幅広い役割を念頭に置きながら公共図書館の理念に基づきその役割を果たしていきます。

【具体的事業】

- 図書やその他のメディアを広く町民が活用できるように提供します。
- ブックスタート事業など、子どもの頃から本に親しむ環境をつくります。
- 図書館を「使った」さまざまな読書活動、文化芸術活動が生まれるよう支援します。
- 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項に基づく図書館協議会を設置し、多様なニーズを把握するとともに、ユネスコ公共図書館宣言（1994年）、図書館の自由に関する宣言（1954年採択、1979年改訂）等に基づく運営を図ります。

民	協	町	時
○	○	◎	短
○	○	◎	短
△		◎	短

【生涯学習・文化芸術活動の拠点に係る成果指標】

成果指標	現在(2022年)	2027年	2032年
公共文化施設を利用する町民の数(のべ/年)	45,000人	50,000人	55,000人
中央公民館の新規使用団体数	7	9	11
図書館講座やイベント等の満足度 (「満足」と回答した割合)	90% (42.8%)	92% (55%)	95% (70%)

(4) 文化をまちづくりに活かす（自然、歴史、町並み、景観等）

(基本方向)

自然や歴史資源、豊かな田園風景や古くからの町並み景観、近代の産業資源、さらには広陵町特産の農作物等の食文化等、広陵町固有の文化的資源・遺産は、まちづくりを進めていく上で町の魅力を高めていきます。

文化芸術と産業も密接な関係があり、たとえば靴下のような地場産業は、経済的に地域を支えてきただけでなく、デザインを重視する産業として全国を対象に展開してきました。商品の企画やデザイン、包装、PR 等にも文化性芸術性が色濃く反映しています。このような文化芸術を基盤とする産業の振興も、まちづくりの重要な部分です。

また、広陵町は古墳群や社寺建築、仏像等非常に豊かな歴史・文化財を有しています。これらをさらに調査・研究し、保存だけではなく周知・活用して教育や観光等まちづくりに活かしていくことが、文化財保全にもつながります。

まちづくりの大きな領域に、医療や福祉、教育があります。特に医療・福祉分野に文化芸術固有の力(コミュニケーション力や表現力など)を活かして、それぞれの分野での困り事の解消の一役を担うことが期待できます。誰もが安心して安全に暮らせる町としていくために、誰も取り残さない町としていくためにも、文化芸術の果たす役割は大きいといえます。

① まちづくりに自然・歴史・文化を活かす

まちの風景や町並み、歴史資産の集積は、長い時間かけて人びとがストックしてきた文化そのものです。美しい景観は住民の誇りで、アイデンティティの拠り所ともなります。これらの良質な自然・歴史ストックは、未来の住民のものでもあり、可能な限り生活の中で保全していく必要があります。美しいまち、歴史資産の豊かなまちは、住む人にも訪れる人にも魅力あるまちとなります。

【具体的事業】

- ・広陵町らしい風景・景観を守り、育てよう。
- ・文化芸術のまちづくりを、みんなですすめよう。
- ・まちの文化を活かした町並みを考えよう(官民のロードサイド施設等)。
- ・ユニバーサルデザインに基づいた、一人ひとりの人権を尊重したまちづくりを進めよう。
- ・住み続けたい魅力的なまちをつくろう。
- ・新たな地域ブランドを編集し(ストーリー化して)、発信しよう。

民	協	町	時
	◎		長
	◎		中
	◎		長
	◎		長
◎		◎	長
	◎		長

② 自然環境の保全

広陵町には豊かな自然が多く残っています。自然環境は、人の営みが創り出し、保ってきたものであります。これら自然環境は地域の魅力を高める資源であるとともに、住民の心を癒すものであることから、積極的に保全・再生を図る必要があります。また、歴史資産と組み合わせて、観光資源としても有効活用が図れます。

【具体的事業】

- ・豊かな自然を保全・再生・活用しよう。
- ・自然環境保全活動に携わる団体を支援し、活動に参加しよう。
- ・自然環境保全のための仕組み(制度)を作ろう。

民	協	町	時
◎	◎		中
◎		◎	中長

③ 文化財等の保存と活用

文化財は、地域の歴史を凝縮したものや無形文化財として人びとの根となる行いとして、現代人の精神的礎です。また、文化財や伝統行事・芸能等の地域資源を理解し継承していくことは、地域への愛着を涵養し、観光資源ともなるものです。ただ、伝統行事・芸能は後継者が不足し、継承に懸念があります。幅広い参加を求めて、多様な媒体を活用して情報を発信しつつ、後世に保存・継承していくことが大切です。

【具体的事業】

- ・歴史資源の重要性を認識し、再生・保全に努め、保存・継承と活用、情報共有・発信、啓発を推進する。
- ・無形文化財(地域の伝統芸能や行事)を学校等で学ぶ機会を設けよう。
- ・地域の伝統芸能や行事などを多様なメディアで記録を残していく。
- ・歴史資源を周知活用するとともに、常時展示できるような場を設けよう。
- ・文化財情報に係る情報を、Web を用いて広めよう。

民	協	町	時
		◎	中
△		◎	中
	◎	◎	長
	○	◎	長
		◎	中

④ 福祉、医療、教育、観光、産業等との連携

まちづくりの大きな分野である福祉、医療、教育、観光、産業分野に文化芸術固有の力(コミュニケーション力や表現力など)を活かして、それぞれの分野での課題解決やイノベーションに役立つことが期待できます。文化芸術施策や活動団体は、まちづくりの幅広い分野で文化芸術が必要とされる各分野が相互に情報共有や連携・協力やアウトリーチ活動を行う必要があります。

【具体的事業】

- ・病院等の医療現場で、文化芸術で患者・医療関係者を癒す活動をしよう。
- ・福祉や医療、教育等の現場で文化芸術活動を通して生活の質の向上(課題解決)に取り組もう。
- ・医療施設、福祉施設等、文化芸術へのアクセスに制約のある場へ、文化芸術を届けるアウトリーチ活動に取り組もう。

民	協	町	時
◎		◎	中
◎		◎	中
◎		◎	中

【文化をまちづくりに活かすに係る成果指標】

成果指標	現在(2022年)	2027年	2032年
文化財に関する講座・イベント等への参加者数	0	50	100
文化財の案内件数(文化財ガイド)	5	20	50
HP等を通じてWeb上で鑑賞可能な文化財に関するコンテンツ提供数	5	20	40
福祉、医療、教育、産業等との連携団体数	5	10	20
福祉、医療現場をはじめとする場所へのアウトリーチ活動数	1	10	20

(5) 文化芸術が育つしくみをつくる（人材づくりと文化芸術マネジメント、文化芸術における協働）

(基本方向)

広陵町の文化芸術活動は主として広陵町民により担われ、支えられます。若い人から高齢者まで、幅広い参加により活動は活性化しますが、ともすれば活動への参加者の高齢化が進み、世代間の継承に問題がないとは言えません。また、未だ文化芸術活動に参加する人は限られています。加えて、参加意向を持ちながら諸事情で参加が困難な人も多いと考えられます。こうした潜在的な参加者を顕在化させ、多種多様な手段・手法を駆使して参加を実現していく必要があります。また、そういういわばプロデュース機能を担う人材の開発も必要です。これまで文化芸術とあまり縁のなかった人びとに参加を働きかけ、すそ野を広げることによって、文化芸術の幅を広げるとともに質を高め、活性化します。

また、文化芸術活動を企画し運営するためのマネジメント機能、文化芸術と地域や学校・福祉・医療施設等あるいは町民とを結ぶコーディネーター機能、さらには、子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等に文化芸術との接点をつくり、享受・創造に参加できる機会を創出する機能等、多面的な人材が必要です。外部人材の活用、町内部での育成も検討し、このような文化芸術を支える担い手が育ち、活躍できる土壤の整備に努める必要があります。

また、本計画に盛り込まれた施策、指標等は、定期的にその進捗状況を、町民や文化団体との協働により点検・評価していく必要があります。

さらに、広陵町の文化芸術施策の推進を確かなものにしていくために、今後(仮称)広陵町文化芸術推進条例を制定するとともに施策の進行管理を担う(仮称)広陵町文化芸術推進会議を設置するなど、総合的・長期的視野に立った自治事務として位置付けていく必要があります。

① 文化芸術活動の担い手をつくる

文化芸術活動を地域に根付かせ、多彩な展開を図るために、町民の中から担い手(個人、団体)が生まれてくることが大切です。担い手を育てるためには指導者や専門家の養成なども必要です。また、将来の担い手としての子どもたちが文化芸術に親しみ、参加する機会を用意し、心豊かに成長できる環境づくりも必要です。

【具体的事業】

- ・文化芸術活動の担い手を育てる取り組みを進めます。
- ・民間で自主的自立的に行われている文化芸術活動を支援し、連携・協働して事業展開の可能性を追求します。
- ・子ども、若者が文化芸術に触れる機会をつくる(再掲)。
- ・子どもたちに伝統芸能・民俗行事を伝承していこう。
- ・文化団体は担い手を積極的に育てよう。
- ・公民館で、人材を育てる仕組みを構築します。

民	協	町	時
△	◎	◎	長
◎	◎	○	中
		◎	短
◎		◎	長
◎		◎	短
△		◎	中

② 文化芸術を育てるしくみづくり

文化芸術を育てるしくみづくりが必要です。町は、町民の文化芸術活動を支援するための施策を推進します。また、文化芸術活動の主体は町民であることから、町民自らが自主的・主体的に文化芸術活動を行い、相互に支援し支え合うことが大切です。

【具体的事業】

- ・町は文化芸術活動推進への公募型補助金等のしくみをつくる。
- ・公民館は文化芸術活動の場として有効に活用できるようにする。
- ・広陵町の中で文化芸術に貢献した人を讃美讃えよう。
- ・文化について学ぶ機会をつくろう(ワークショップ、講座への参加など)。
- ・文化を見る目を養おう(互いに活動を評価しよう)。
- ・プロフェッショナルをめざす人材を応援しよう(奨学金、応援等)。

民	協	町	時
		◎	中
		◎	短
△	◎	△	中
△	◎	○	中
◎			中
	◎		中

③ 文化芸術活動のプロデューサーを育てる

文化芸術活動を企画し運営するためのマネジメント機能、文化芸術と地域や学校・福祉医療施設等あるいは町民とを結び参加や理解を促進したりアートとの出会いを仕掛けたり、さらには、高齢者や障がい者、困難を抱えた人びとに文化芸術との接点をつくり、享受・創造に参加できる機会を創出する人材など、多面的な人材育成が必要です。

これらは一定の専門性が必要であり、外部人材を適切に導入することから始め、将来的にはそのような人材を町全体で育てることも検討します。このような文化芸術を支える担い手が育ち、活躍できる土壤の整備に務めます。このため、まずは文化行政担当者、公民館職員等の育成のため、各種研修機会等への積極的な参加と独自のアートマネジメント研修会等を開催し、プロデューサー人材育成に取り組みます。

【具体的事業】

- ・学校等、福祉、医療の現場へ文化芸術を届けたり、適切な活動を企画・提案したりするコーディネーターを育成し、派遣します。
- ・文化芸術・生涯学習のプロデューサー・コーディネーターが活動できる環境・場づくりを進めよう。
- ・町全体で、生涯学習・文化芸術プロデューサーを育てよう。
- ・広陵町においてアートマネジメント研修会等を開催します。

民	協	町	時
	◎	◎	中
	◎		長
	◎	◎	長
		◎	中

④ 文化芸術活動に関する情報の共有と発信

町は、文化芸術活動に関する情報を集約し、誰でも何時でも手に入れることができる仕組みを構築します。また、活動団体は自分たちの活動内容等を自ら発信し、町民に伝えることができる仕組みを構築します。

【具体的事業】

- ・文化芸術情報発信機能を充実させよう(さまざまなツールの利活用)。
- ・民間で、文化情報を集約する拠点をつくろう。
- ・図書館や公民館、博物館相当の施設を活用して、町や文化芸術に関する情報をストックし、発信しよう。
- ・広陵町らしさを、適切なメディアを通じて発信しよう。

民	協	町	時
◎	◎		中
◎		◎	中
◎			短

⑤ さまざまな連携

文化芸術活動を推進するためには、さまざまな分野の主体(団体、個人、施設、アーティスト、プロデューサー)と行政が連携して取り組むことが効果的です。そこで、関係者が交流したり情報交換できるプラットフォームやネットワークの構築を進めます。

【具体的事業】

- ・文化芸術活動団体どうしの連携を図る。

民	協	町	時
◎			短

- ・文化芸術に関して、大学、高校、小・中学校、幼稚園、子ども園、保育園等との連携を図り、相互支援や共同事業に取り組もう。
- ・文化芸術を推進するネットワークを構築しよう。

	◎	◎	中
◎			中

⑥ 文化芸術活動における協働

町民と行政が対等な関係性を保ち、協力・連携しながら適切な役割分担のもとに、文化芸術の効果を最大限に活かすという共通の目標に向かって施策を進めていきます。また、活動において利用する施設や場等の管理運営において、行政との協働のかたちで深く関わっていくことが必要となることがあります。

【具体的事業】

- ・町民は、公民館運営に運営委員として関わろう。
- ・担い手が減りつつある伝統文化の継承者育成を支援します。
- ・文化芸術推進施策に町民も参画し、支援しよう。

民	協	町	時
◎	◎	○	短 長
◎			短

⑦ 行政の役割

広陵町の文化芸術推進に当たって行政の役割には、

- 1) 文化芸術活動が活性化するよう制度、環境や条件を整備すること。
- 2) 文化芸術活動の担い手に資金や場、情報等を提供するなどの支援を行うこと。
- 3) 文化芸術のプロデュース機能を果たすこと。

などがありますが、それらの基礎に、自治事務としての文化行政の基盤として、(仮称)広陵町文化芸術推進条例を制定し、文化芸術推進基本計画の位置付けを明確にする必要があります。また、施策の進行管理を担う(仮称)広陵町文化芸術推進会議を設置するなど、総合的・長期的視野に立った自治事務として推進していく必要があります。また、社会教育施設である中央公民館、図書館に関しては、町民も参加する広陵町公民館運営審議会(既設置)の活性化を図るとともに、図書館法(昭和25年法律第118号)に基づく図書館協議会を設置し、幅広く町民等の意見を聴きながら運営を進めていく必要があります。文化芸術推進及び生涯学習については、広陵町自治基本条例にも明確な記述があります(第6章 第19条、20条)。

なお、本計画は、文化芸術基本法第7条の2にある「地方文化芸術推進基本計画」に相当します。また、上記「(仮称)広陵町文化芸術推進会議」は、同法第37条の、「条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」に準拠するものです。

また、町が実施するさまざまな事業に、広く文化芸術の視点を取り入れるようにします。

【参考】文化芸術基本法(平成 13 年法律第 148 号)

(地方文化芸術推進基本計画)

第7条の2 都道府県及び市(中略)町村の教育委員会(中略)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(中略)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(略)

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第37条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

【具体的事業】

- ・文化芸術活動が活性化するよう環境や条件を整備します。
- ・(仮称)広陵町文化芸術推進条例の制定を検討します。
- ・上記条例に基づき、(仮称)広陵町文化芸術推進会議を設置します。
- ・広陵町公民館条例第 5 条及び社会教育法第 29 条の規定により置かれた広陵町公民館運営審議会を活性化します。
- ・図書館法第 14 条第 1 項に基づく図書館協議会を設置し、多様なニーズを把握するとともに、ユネスコ公共図書館宣言(1994 年)、図書館の自由に関する宣言(1954 年採択、1979 年改訂)等に基づく運営を図ります。
- ・文化芸術活動の担い手に資金や場、情報等を提供するなどの支援を行います。
- ・文化芸術のプロデュース機能を担う団体等を支援します。
- ・町が実施するさまざまな事業に、広く文化芸術の視点を取り入れます。

民	協	町	時
	○	◎	中
	○	◎	短
	○	◎	中
△		◎	短
△		◎	短
		◎	中
		◎	中
		◎	中

【文化芸術が育つしきみに係る成果指標】

成果指標	現在(2022 年)	2027 年	2032 年
文化芸術活動の紹介に関する Web コンテンツ	0	10	20
文化芸術の担い手を育てる取り組み数	1	5	10
文化芸術における協働事業の数	1	5	10
町民(団体)がプロデュースした文化芸術イベント数	2	5	10
文化芸術を推進するネットワークへの参加団体数	58	65	70

(6) 文化芸術による社会的課題解決への取り組み（社会包摶）の推進

（基本方向）

社会的に孤立しがちな、他者とのコミュニケーションに困難を抱えている人たちの持つ課題に対して、文化芸術の持つ表現力、共感力、想像力、コミュニケーション力などの機能を活かし、社会包摶を進めています。

また、地域社会で合意形成を図る際にも、対立を和らげ相互理解を促進するために文化芸術が人びとを近づけ共通する舞台を提供している事例もあります。文化芸術を一つのツールとして壁をブレークスルーすることも試みていきたいと考えます。

インターネット媒体をはじめ、コミュニケーション手段が豊富にある反面、地域コミュニティをはじめ、コミュニケーションが取りにくくなっている状況があります。このような中で、文化芸術は、人と人をつなげてコミュニティを形成し、新たな居場所やコミュニケーションの場となることが期待されます。

これまで表現することのできなかった人の表現の場、共感や創造力を高めるための場や機会づくりをすすめ、社会包摶機能としての文化芸術の取り組みを推進します。

【具体的事業】

- ・困難を抱える人等のニーズを把握し、適切な対応がはかれるよう調査・政策立案・提案を行える人材を育成します。
- ・孤立しがちな子ども・若者を巻き込むアートアクションを開催し、居場所づくり、コミュニケーション能力の開発、多様な表現による自己アイデンティティの確立などを試みます。
- ・生涯学習の教室や講座において、要求課題だけでなく社会的な必要課題にも積極的に取り組み、課題解決力を高めます（再掲）。
- ・広陵町が直面するまちづくり課題において、文化芸術のスキルを活かした参加型イベントやワークショップ実施を検討します。

民	協	町	時
	◎	◎	中
	◎	◎	中
○		◎	中
	◎	◎	長

※ アートアクション：芸術（アート）を使ったワークショップなどを通じて心豊かな生き方を追求するきっかけを作ること。

【文化芸術による社会的課題解決への取り組みに係る成果指標】

成果指標	現在(2022年)	2027年	2032年
子ども・若者に対するアートアクションの数	0	5	10
子ども・若者に対するアートアクションによって、心豊かな生き方や居場所が見いだされた数	0	10	20
まちの必要課題解決のために、アートを活用した取り組み数	0	4	6

【参考】 文化芸術推進基本計画（第Ⅰ期）

平成30年(2018年)3月6日に閣議決定された、『文化芸術推進基本計画—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる—(第1期)』の目標3に、「心豊かで多様性のある社会あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。」が掲げられ、「文化芸術による社会包摂の意義」として、「文化芸術基本法では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」とともに、「国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく」文化芸術の機会を享受することが基本理念としてうたわれている。また、文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有している。こうしたことから、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、居住する地域にかかわらず等しく文化芸術活動に触れられる機会を享受できる環境を整えることが望まれている。同時に、我が国の文化芸術そのものの多様性と豊かさを維持し、継承、発展及び創造するため、各地域の歴史や信仰等に根ざした文化や、特色ある地域文化等、地域の特性に応じた文化芸術振興を図ることが求められている。」とあります。

このように、文化芸術活動の社会的包摂機能について、前面に押し出しています。さらに、「子供から高齢者まで、障害者や在留外国人など」が文化芸術活動に参加し、成果を享受できることが示されています。これらを言い換えれば、社会的課題について、文化芸術の面から解決への取り組みが可能であり、試みられる必要があることを意味していると考えられます。文化芸術が社会的役割を担い社会に働きかけることを行って行く必要があります。

2 文化芸術推進に当たって重点的に取り組む項目

広陵町の文化芸術推進のために、優先的に取り組む事業を次のとおり重点項目として掲げ、町民・団体、事業者、行政の三者がそれぞれ主体となって協働して取り組むよう努めます。

文化芸術推進に当たって重点的に取り組む項目

- ① 次世代を担う子どもたちが優れた文化芸術に触れ、感受性や創造力及び人間力を育ぐくことができるようとする。
- ② 小中学校における文化芸術活動(鑑賞、体験、創造)に対する支援を行う。
- ③ 町民及び町職員が生涯学習の理念を学ぶことができる機会を設ける。
- ④ 公民館がだれもが利用する地域のプラットフォームとなるようみんなで考える。
- ⑤ 公民館、学校、福祉施設、アーティスト・文化芸術団体等をつないだり、文化芸術を通した社会的課題について問題提起したりする文化コーディネーターを育成するとともに、活躍できる環境を整える。
- ⑥ (仮称)広陵町文化芸術推進条例の制定を検討する。

第6章 基本計画の推進体制と進行管理

1 基本計画の推進体制について

本計画の推進に当たり、町民・文化芸術活動団体、事業者、行政が「協働」の理念のもと、それぞれの役割を認識しつつ、持てる力を活かし、互いに連携・協力しあい、その実現に向けてともに努力していくこととします。

特に、中央公民館は、生涯学習の理念に基づき事業展開を図るとともに、町民の参加するサークル・団体に対して理念を啓発するとともに、さまざまな支援を行うことが求められます。

また、町行政は、計画の実現を通して顕在需要(ディマンド)だけではなく、潜在需要(ニーズ)にも視野を広げ、町民の主体的・自主的な活動が促進されるように環境の整備に努める必要があります。

町民は、文化芸術の主体として、本計画に掲げた理念を活かし、主体的・自主的な文化芸術活動を展開し、多くの町民とともに心の豊かさを実現していくことが期待されます。このため、団体や個人の横のネットワークを形成し、相互の連携・協働を図って行く必要があります。

将来的には、(仮称)広陵町文化芸術推進条例等を制定し、広陵町の文化芸術の基盤を確かなものにするとともに、その条例に基づく(仮称)文化芸術推進審議会を設置し、適切な進行管理を行いながら推進を図ることが望まれます。

2 基本計画の進行管理について

文化芸術の係る基本計画は、実現されなければなりません。そのため、計画の進行管理を行う第三者機関があることが望ましく、本来は上記の(仮称)文化芸術推進審議会が担うことが望まれますが、当面は社会教育委員、公民館審議会、図書館協議会等がその任に当たることも考えられます。いずれの場合においても、町民の参加・参画が必要です。

今後、文化芸術推進政策の評価の仕組みを検討・確立し、進捗状況を検証しながら、必要に応じ事業の改善や計画の見直しを柔軟に行うものとします。特に、事業レベルでは、上述の第三者機関と協議の上、具体的な施策を通して社会的課題解決への取り組みが広がり、子どもたちや若者の文化芸術を活用した育ちが支えられ、誰もが自分らしい文化を誇りとすることができることをめざして、変更、廃止、追加等を隨時行っていく必要があります。

資料編

■広陵町の文化芸術の現状

広陵町は、奈良県の中西部に位置し、多くの古墳、寺社仏閣や文化財をはじめ豊かな歴史を持つとともに田園の緑に恵まれた町です。古くからの集落が散在するとともに近年は西部丘陵地帯に住宅が開発されています。中央公民館を中心として、文化芸術活動も活発です。

(1) 広陵町の文化芸術関連施設

名称	施設の概要	使用料	所在地
中央公民館(かぐや姫ホール)	2,066 m ² 、昭和 48 年(1973 年) かぐや姫ホール(408 席)、多目的室、工作室、大会議室、小会議室、研修室、和室	有料(減免あり)	大字笠
地区公民館(六道山、大塚、安部、平尾、疋相、大垣内、赤部、斎音寺、笠、南郷、百済森、百済神主、古寺沢、大野、萱野、南、弁財天、的場、大場、中、寺戸、みささぎ台)	81～675 m ² 、昭和 48 年(1973 年)～平成 20 年(2008 年)		
総合保健福祉社会館(さわやかホール)	6,478 m ² 、平成 13 年(2001 年) 大広間(和室)、大会議室、中会議室(小会議室、共用娯楽室、視聴覚室、レストラン)	有料	大字笠
グリーンパレス	2,792 m ² 、平成 2 年(1990 年)(令和元年(2019 年)10 月から指定管理者による管理) コワーキングスペース、事務所、地場産品展示即売所、軽運動室、私立保育園、和室、料理実習室、宿泊室、大ホール	有料	大字笠
図書館	2,905 m ² 、平成 9 年(1997 年) 蔵書数 239,000 冊 視聴覚室、会議室	無料	大字三吉
はしお元気村	1,888 m ² 、平成 9 年(1997 年)(令和元年(2019 年)10 月から指定管理者による管理) 会議室、音楽室、多目的ホール(固定席なし)、健康増進室	有料	大字弁財天

注 面積は延べ床面積、年表記は建設年

注 かぐや姫ホール、グリーンパレス大ホール及びはしお元気村のホールについては、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)に基づくものではありません。

(2) 広陵町の文化芸術活動

①日本文化(活動割合:20%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
茶 道	1	1. 6%
華 道	1	1. 6%
日本舞踊	4	6. 5%
着物着付	1	1. 6%
将 棋	1	1. 6%
囲 碁	1	1. 6%
盆 栽	1	1. 6%
吟劍詩舞	2	3. 2%

②文芸・美術・アート(活動割合:28%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
書道	1	1.6%
俳句	5	8.1%
俳画	3	4.9%
詩吟	3	4.9%
短歌	1	1.6%
絵画	3	4.9%
写真	1	1.6%

③音楽・楽器(活動割合:30%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
尺八	1	1.6%
箏	3	4.9%
大正琴	2	3.2%
民謡	1	1.6%
コーラス	4	6.5%
ピアノ	3	4.9%
ギター	1	1.6%
カラオケ	2	3.2%
ウクレレ	1	1.6%

④創作・ものづくり(活動割合:11%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
パッチワーク	1	1.6%
和装手芸	1	1.6%
陶芸	2	3.2%
組紐	1	1.6%
ガラス工芸	1	1.6%
木工芸	1	1.6%

⑤運動・教養(活動割合:8%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
フラダンス	2	3.2%
ヨーガ・健康ヨガ	2	3.2%
英会話	1	1.6%

⑥子ども向け教室(活動割合:3%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
尺八	1	1.6%
茶華道	1	1.6%

注 活動内容は中央公民館育成クラブの令和2年度実績

広陵町の文化芸術

地域での文化芸術（公民館から出てみると）

町内の文化芸術活動

【中学校の文化系部活動】

（広陵中学校）

吹奏楽部、コーラス部、美術部

（真美ヶ丘中学校）

英語部、合唱部、美術部、
パソコン部

【図書館での文化芸術活動】

- ・朗読ボランティア
- ・お話しの会ボランティア
- ・音楽ボランティア

【大和広陵高校の文化系部活動】

人権研究部、ESS部（英会話部）、
パソコン部、美術部、茶華道部、
文芸部、写真部、書道部、吹奏楽部

【畿央大学の文化系部活動】

茶道部、軽音学部、教職クラブ、
アカペラ部、書道部、染物部、
アコースティック部、災害復興ボラ
ンティア部、その他に吹奏楽サーク
等のサークル活動が複数

（※文化系部活動は、社会課題解決型の部活動を含む。）

広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会

広陵町の文化芸術

地域での文化芸術（公民館から出てみると）

町内の文化芸術活動

【文化芸術活動】

・公共施設での作品展示

図書館展示ホール、役場町民ホール 等での作品展示

・商業施設での作品展示

エコール・マミ等での作品展示

・地域での文化芸術教室

茶道、華道、絵画、音楽 等の教室での活動

・和太鼓

舞太鼓あすか組（プロ）、広陵金明太鼓

・落語

広陵寄席、アマチュア落語広福亭 その他多くの活動が行われている。

広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会

(3) 広陵町の文化財

①国指定文化財

種別	名称等	数量	所在地	指定年
重要文化財 (建造物)	百済寺三重塔 (鎌倉時代後期)	一基	大字百済 百済寺	明治 39 年 (1906 年)
重要文化財 (彫刻)	木造十一面觀音立像 附 木造十一面觀音立像 (鞘仏) 附 鞘仏内納入品 (奈良時代)	一躯 一躯 一括	大字広瀬 与楽寺	平成 17 年 (2005 年)
特別史跡	巣山古墳 (古墳時代中期)	一基	大字三吉	昭和 27 年 (1952 年) 平成元年 (1989 年)
史跡	乙女山古墳 (古墳時代中期)	一基	大字寺戸 河合町大字佐味田	昭和 31 年 (1956 年)
史跡	牧野古墳 (古墳時代後期)	一基	馬見北 8 丁目	昭和 32 年 (1957 年)

②県指定文化財

種別	名称等	数量	所在地	指定年
有形文化財 (建造物)	教行寺 (本堂 江戸末期) 附 獅子口 二個 附 文久境内指図 一点	二棟	大字萱野 教行寺	平成 19 年 (2007 年)
有形文化財 (絵画)	板繪著色両界曼荼羅図 (室町時代)	二面	大字的場 大福寺	昭和 61 年 (1986 年)
有形文化財 (彫刻)	木造十一面觀音立像、竜王像及び雨宝童子像 (室町時代)	三躯	大字的場 大福寺	昭和 42 年 (1967 年)
有形文化財 (彫刻)	石造浮彫伝弥勒菩薩座像 (平安時代)	一躯	大字南郷 弥勒講	昭和 54 年 (1979 年)
有形文化財 (彫刻)	木造十一面觀音立像 (平安時代)	一躯	大字古寺 正樂寺	平成 6 年 (1994 年)
有形文化財 (彫刻)	木造弘法大師座像 (南北朝時代)	一躯	大字広瀬 与楽寺	平成 7 年 (1995 年)
史跡	三吉石塚古墳 (古墳時代中期)	一基	大字三吉	平成 4 年 (1992 年)

③町指定文化財

種別	名称等	数量	所在地	指定年
有形文化財 (建造物)	百済寺本堂 (江戸時代中期)	一棟	大字百済 百済寺	平成 10 年 (1998 年)
有形文化財 (彫刻)	木造毘沙門天像 附 像内納入印仏 (平安時代)	一躯 一括	大字南 長泉寺	平成 10 年 (1998 年)
有形文化財 (工芸品)	黒漆塗春日厨子 (室町時代)	一基	大字広瀬 与楽寺	平成 10 年 (1998 年)
史跡	安部山古墳群 (古墳時代後期)	四基	馬見南 2 丁目	平成 8 年 (1996 年)
天然記念物	八坂神社 ケヤキの巨樹	一木	大字古寺 八坂神社	平成 8 年 (1996 年)
民俗文化財	大垣内の立山祭		大字三吉	平成 8 年 (1996 年)
民俗文化財	天神社の綱打ち		大字広瀬 天神社	平成 10 年 (1998 年)

④その他

名称	概略	所在地
讚岐神社	式内社。竹取物語の伝承地	大字三吉
小北稻荷神社	7世紀頃舒明天皇時代の創建と伝えられる。	大字中
櫛玉比女命神社	式内社。戸閉祭	大字弁財天
稻荷神社	ムクノキの巨樹	大字南郷
八皇子神社	名替え	大字広瀬
祐福寺	誕生釈迦仏立像	大字疋相
念願寺	誕生釈迦仏立像	大字沢
箸尾城跡	室町時代、箸尾氏の居城	大字弁財天
竹取公園の古代住居	復元された古墳時代の住居	大字三吉
南郷環濠集落	整備された環濠	大字南郷
三吉 2 号古墳	帆立貝形古墳	大字三吉
タダヲシ古墳	前方後円墳	大字三吉
佐味田狐塚古墳	帆立貝形古墳	大字三吉
石ヶ谷古墳	横穴式石室	馬見北
三吉一番地古墳	横穴式石室	大字三吉
新木山古墳	大型前方後円墳(陵墓参考地)	大字三吉
新山古墳	大型前方後方墳(陵墓参考地)	大字大塚
モエサシ古墳群	1・2号墳:円墳 3号墳:前方後円墳	みささぎ台
エガミ田古墳群	6 基の古墳	みささぎ台
池上古墳	帆立貝形古墳	大字大野
文代山古墳	大型方墳	大字寺戸

(4) 文化芸術に関する法律及び国際規約等

■文化芸術基本法

平成十三年法律第百四十八号

文化芸術基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るために、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化

芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができると

ともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参照して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催そ

の他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十二条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十三条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十四条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の等)

第十五条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十六条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十七条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下

「芸術家等」という。) の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講

するものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

■劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成二十四年法律第四十九号

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆^{きずな}を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわりなく、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
- 二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十二条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聞くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成三十年法律第四十七号

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 基本的施策（第九条—第十九条）
- 第四章 障害者文化芸術活動推進会議（第二十条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

(基本理念)

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
 - 二 専門的な教育に基づかずに入々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
 - 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。
- 2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るために、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞

しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るために、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(5) 学校・社会福祉施設ヒアリングまとめ

文化芸術に関するヒアリング調査概要

1 ヒアリング調査の目的

町の文化芸術施策における連携等が不十分であった学校及び社会福祉施設においてヒアリング調査を実施し、社会包摂に対する文化芸術施策の展開に資することを目的とする。

学校・社会福祉施設における

- 1 必要課題の洗い出し
- 2 要求課題の洗い出し

- ・文化芸術施策の展開
- ・アウトリーチ活動の現状把握及びニーズ把握

2 調査方法

単なるアンケート調査とはせず、事前に調査項目を送付し、担当者が学校や施設を訪問した上で、調査項目の内容についてヒアリングを実施。また、学校や施設から直接聴くことにより、アンケート項目外の課題やニーズを見つける。



広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会

第8回広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会資料

文化芸術に関するヒアリング調査結果概要

1 学校

(1) 主に実施している文化芸術活動の分野

- | | |
|-----|-------------------------|
| 小学校 | 演劇及び音楽が中心 |
| 中学校 | 演劇、音楽に 古典芸能 が加わる |

(2) 行っている文化芸術活動の種類

- | | |
|-----|-------------------|
| 小学校 | 鑑賞、 創造 、交流 |
| 中学校 | 鑑賞、 発表 |

(3) 文化芸術活動で支援を受けたいもの

- | | |
|-----|--|
| 小学校 | 訪問 による鑑賞・体験機会の提供、鑑賞の相談や 情報提供 、鑑賞の支援 |
| 中学校 | 訪問 による鑑賞・体験機会の提供、鑑賞の相談や 情報提供 、器具等の提供、鑑賞の支援、 専門家の助言・指導 |

(4) 児童生徒における文化芸術に関する課題

学校共通課題

- ・興味の対象が広く目を向けていく。
- ・興味の対象が**ネット動画等デジタル媒体**に偏っている。
- ・身近に文化芸術に触れたり体験できる**機会**が少ない。
- ・鑑賞を**ネット**の検索結果で済ませる傾向にある。

2 社会福祉施設

(1) 主に実施している文化芸術活動の分野

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 高齢者 | 音楽を中心に 芸能 、映画、 生活文化 |
| 障がい者 | 音楽を中心に 美術 、映画 |

(2) 行っている文化芸術活動の種類

- | | |
|------|-------------|
| 高齢者 | 鑑賞、創造、交流、発表 |
| 障がい者 | 創造、鑑賞、発表、交流 |

(3) 文化芸術活動で支援を受けたいもの

- | | |
|------|---|
| 高齢者 | 訪問 による鑑賞・体験機会の提供、鑑賞や 創造活動の相談や情報提供 、鑑賞の支援 |
| 障がい者 | 鑑賞の支援、 訪問 による体験機会の提供、創造活動や、発表展示に関する 相談や情報提供 |

(4) 社会福祉施設における文化芸術に関する課題

- | | |
|------|--|
| 高齢者 | 利用者の 身体状況 が大きく影響する。
・誰に依頼して良いのか分からない。
・費用をかけられない。
・充てられる時間がない。 |
| 障がい者 | 利用者の 身体状況 が大きく影響する。
・人員体制が厳しい。
・誰に依頼して良いのか分からない。
・費用をかけられない。 |

第9回広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会資料

(6) 広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会設置条例

広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会設置条例 令和元年 12 月 広陵町条例第 20 号

(設置)

第1条 広陵町（以下「町」という。）の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方を審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 町に根ざした文化芸術活動のあり方及び方向性並びに地方文化芸術推進基本計画に関すること。
- (2) 町が目指すべき公民館のあり方及び建替等に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が文化芸術の振興及び公民館のあり方に関し必要と認めること。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 広陵町社会教育委員から推薦のあった者
- (3) 広陵古文化会から推薦のあった者
- (4) 広陵町文化協会から推薦のあった者
- (5) 公民館利用者及び広陵中央公民館育成クラブから推薦のあった者
- (6) 広陵中央公民館の建て替えを要望する会の代表者
- (7) 広陵町区長・自治会長会から推薦のあった者
- (8) 副町長
- (9) 町民からの公募により選考した者
- (10) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出を求め、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり担当課及び文化行政担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(7) 委員

広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員名簿

区分	委員名	団体名等
学識経験者	中川 幾郎	帝塚山大学名誉教授
	松本 茂章	静岡文化芸術大学教授
町内関係団体	岡田 誠治 R3.6~	広陵町社会教育委員
	石井 保雄	広陵古文化会
	艮 佳信	広陵町文化協会
	坂口 忠雄	公民館利用者及び広陵中央公民館育成クラブ
	寺井 保	公民館利用者及び広陵中央公民館育成クラブ
	大藪 慎二	広陵中央公民館の建て替えを要望する会代表
	池嶋 隆 R3.6~	広陵町区長自治会長会
	竹井 三男 R2.2~R3.3	広陵町区長自治会長会
	松井 宏之	副町長
公募	生嶋 純子	公募委員
	宿久 和美	公募委員

(8) 審議経過

ア 会議

会 議	日 付	内 容
第1回	令和2年2月22日	委嘱、諮問、学習会（中川委員長による学習会）、意見交換
第2回	令和2年8月2日	松本委員による学習会、意見交換
第3回	令和2年10月11日	広陵町の文化芸術の現状と課題、学習会（中川委員長）、グループワーク（質疑応答）
第4回	令和2年11月29日	広陵町の文化芸術の現状と課題、広陵町の文化芸術の方向性について
第5回	令和3年1月17日	広陵町の文化施設（公民館等）のあり方、広陵町の文化芸術振興について
第6回	令和3年3月13日	広陵町の「文化芸術推進基本計画（仮称）に関する基本方針（案）」（ビジョン）について
第7回	令和3年6月22日	広陵町の文化芸術推進ビジョンの決定、文化芸術推進基本計画について
第8回	令和3年9月4日	文化芸術に関するヒアリング調査、中央公民館建替の検討（ハード面とソフト面）、文化芸術推進基本計画について
第9回	令和3年10月10日	中央公民館建替の検討（ハード面とソフト面）について、文化芸術推進基本計画（素案）について
第10回	令和3年11月28日	中央公民館建替の検討（ハード面とソフト面）について、文化芸術推進基本計画（案）について
第11回	令和4年1月16日	中央公民館建替の検討（ハード面とソフト面）について、文化芸術推進基本計画（案）について、答申案について
第12回	令和4年2月12日	答申案のとりまとめ

イ グループヒアリング（集合型・シートヒアリング）

日付又は期間	内 容
令和3年11月21日	・若者グループヒアリング 15人参加
令和3年11月24日	・公民館育成クラブ集合型グループヒアリング 午前：8団体 午後：18団体 参加
令和3年12月13日 から同月24日まで	・公民館育成クラブ シートヒアリング 32団体中24団体から回答（回答率75%）

ウ 学校・社会福祉施設アンケート及びヒアリング調査

期 間	内 容
令和3年9月21日 から10月8日まで	<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校：2校 ・小学校：5校 <p>【社会福祉施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉施設：5施設 ・障がい者福祉施設：3施設

エ 観察

日 付	内 容
令和3年10月22日	ウィズ明石（兵庫県明石市）※事務局による観察
令和3年11月5日	三宅町交流まちづくりセンターMi iMo（みいも） (磯城郡三宅町) 委員：8人観察
令和3年12月13日	川西文化会館（磯城郡川西町） 委員：6人観察

